

保険販売資格をもつ募集人について

生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された保険販売資格をもつ募集人のみが行うことができます。三菱UFJ銀行の担当者（保険販売資格をもつ募集人）は、お客さまと東京海上日動あんしん生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して東京海上日動あんしん生命が承諾したときに有効に成立します。なお、三菱UFJ銀行の担当者である保険販売資格をもつ募集人の権限等に関しまして確認をご要望の場合には、東京海上日動あんしん生命カスタマーセンターまでご連絡ください。

三菱UFJ銀行からのご説明事項

- 「メディカルKit NEO」にご契約いただくか否かが、三菱UFJ銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 「メディカルKit NEO」は東京海上日動あんしん生命を引受保険会社とする生命保険です。このため預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- 三菱UFJ銀行は「メディカルKit NEO」の引受保険会社である東京海上日動あんしん生命の支払能力を保証するものではありません。
- 法令により、銀行が保険募集を行う際には、「銀行等保険募集制限先」に該当されるお客さま、事業のための融資をお申し込み中のお客さまへの募集について規制があります。三菱UFJ銀行では、法令を遵守し公正な保険募集を行うために、三菱UFJ銀行への事業のための融資のお申し込みの有無等について、あらかじめお客さまにお伺いし、万が一「規制に該当しないこと」が確認できない場合には保険募集をしませんのでご了承ください。

「ご契約のしおり・約款」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。お申し込みの前に必ずお読みいただき、内容をご確認ご了解のうえ、お申し込みください。

主な記載事項 ● 保険の特長としくみ ● 保険金・給付金等のお支払い ● 解約返戻金 ● 特約について
● クーリング・オフ ● 健康状態・職業等の告知義務 ● 保険会社の責任開始期 等

※「ご契約のしおり・約款」は東京海上日動あんしん生命のホームページでご覧いただけます。

（お問い合わせ、ご照会は）

募集代理店

 **MUFG** 株式会社 三菱UFJ銀行

三菱UFJ銀行コールセンター〔保険〕

0120-860-777

月～金曜日 9:00～17:00（祝日・12/31～1/3等を除く）

<https://www.bk.mufg.jp>

（ご契約後のご照会は）

引受保険会社



東京海上日動あんしん生命保険株式会社

<https://www.tmn-anshin.co.jp/>

<生命保険についてのご相談・お問合せ>
カスタマーセンター

 **0120-016-234**

受付時間 平日 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00
（日曜・祝日・年末年始を除きます）

東京海上日動あんしん生命の

メディカルKit NEO

医療総合保険（基本保障・無解約返戻金型）〔無配当〕



2024年3月



あんしんセエダエ

重要事項説明書 兼 商品パンフレット

募集代理店

 **MUFG** 三菱UFJ銀行

この保険の引受保険会社は東京海上日動あんしん生命保険株式会社です。株式会社三菱UFJ銀行は東京海上日動あんしん生命保険株式会社の募集代理店です。

ご契約前に必ずお読みください。

この書面は、ご契約内容等に関する重要な事項を記載しております。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

ご注意くださいこと

「メディカルKit NEO」は、東京海上日動あんしん生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。

引受保険会社



東京海上日動あんしん生命

あなたが医療保険に求めるものはなんですか？

「短期の入院・長引く通院」でも「女性特有の病気」でも「働けなくなったとき」でも ご要望に沿った保障をお選びいただけます。

メディカルKit NEOの特長

保障内容

契約概要

注意喚起情報

その他の重要事項

メディカルKit NEOの特長

保障内容

契約概要

注意喚起情報

その他の重要事項



「短期の入院」には 初期入院保障特則

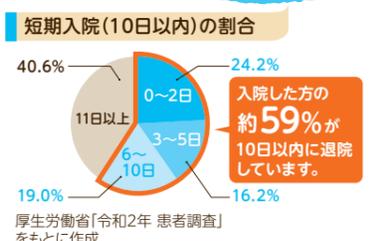
日帰り入院^(※1)や9日以内の短期入院にも一律10日分の入院給付金をお支払いします。

●1回の入院が10日以上の場合、入院日数に応じた金額をお受け取りいただけます。



入院初期の費用にも活用できます!

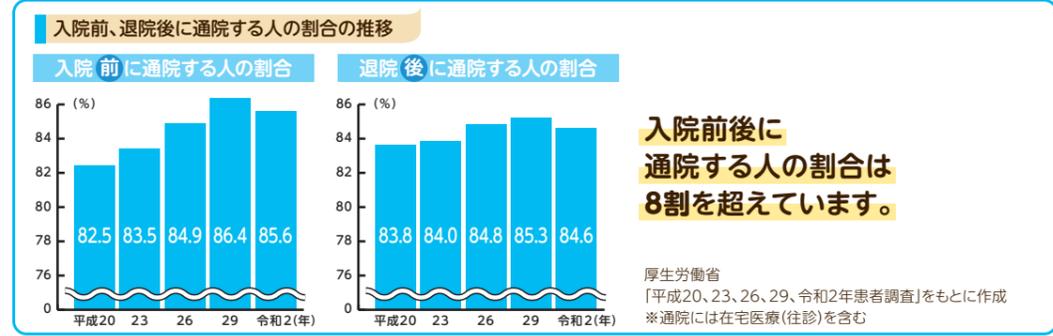
- パジャマ
- タオル
- ご家族の交通費 など



「長引く通院」には 通院特約

入院前60日以内と退院後180日以内の通院をカバーします。3大疾病(がん(悪性新生物・上皮内新生物)、心疾患^(※2)、脳血管疾患)の場合は、入院前60日以内と退院後730日以内の通院をカバーします。

●1入院30日を限度とします。



(※1)「日帰り入院」とは、入院日と退院日が同一の入院のことをいいます。日帰り入院か否かは入院料の有無等によります。
(※2)「心疾患」には、高血圧性心疾患は含まれません。



「女性特有の病気」には 女性疾病保障特約

女性特有の病気や3大疾病(がん(悪性新生物・上皮内新生物)、心疾患^(※2)、脳血管疾患)を含む特定疾病で入院されたときは入院給付金を別にお受け取りいただけます。

乳がんや子宮がん、卵巣がんなどで乳房を切除し、乳房再建手術を受けたときは、乳房再建給付金100万円^(※3)をお支払いします。

●乳房再建給付金の対象となる乳がん(乳房の悪性新生物)に、上皮内新生物は含まれません。
●乳房再建給付金の支払限度は1乳房につき1回となります。

⚠ 乳房再建給付金は、がんについて保障の開始まで90日の不担保期間(保障されない期間)があります。

入院給付金の支払限度の型は「60日型」または「無制限型」をお選びいただけます。

●「60日型」の場合、1回の入院の支払限度日数は60日(通算の支払限度日数は1,095日)となります。「無制限型」の場合、支払日数に制限なく入院給付金をお受け取りいただけます。



初期入院保障特則を付加した場合、女性疾病保障特約の初期入院保障特則

日帰り入院^(※1)や9日以内の短期入院にも一律10日分の入院給付金をお支払いします。

●1回の入院が10日以上の場合、入院日数に応じた金額をお受け取りいただけます。

女性特有の病気ってどんなもの?

女性特有の病気	女性に多い病気	女性特有のがん
<ul style="list-style-type: none"> ●乳房・子宮・卵巣の良性新生物 ●子宮頸(部)の上皮内がん ●子宮筋腫 	<ul style="list-style-type: none"> ●卵巣のう腫 ●流産 ●妊娠・分娩の合併症 など 	<ul style="list-style-type: none"> ●乳がん ●子宮がん ●卵巣がん など

女性疾病保障特約の対象となる特定疾病についての詳細は「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

(※3)女性疾病保障特約の入院給付金日額が5,000円の場合。



意外と知らない「心疾患」ってどんな病気?

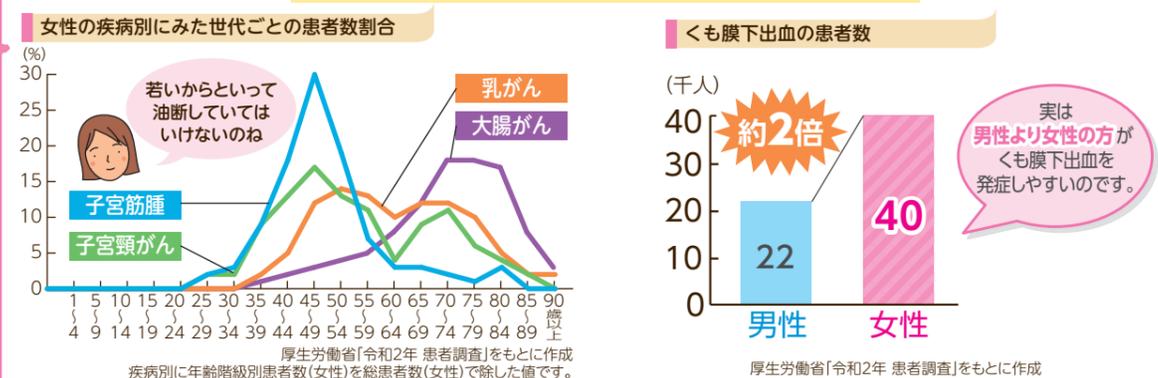
心臓に起こる病気の総称で、心臓に何らかの障害が起きて、血液が正常に循環しないことによって引き起こされる病気のことです。心疾患は日本人の死因の第2位を占めています。



ご存知ですか?



それぞれの世代で気をつけたい病気に変化があります。一般的な病気に加え、女性には女性ならではの病気のリスクがあります。



ご存知ですか?



「働けなくなったとき」には 重度5疾病・障害・重度介護保障特約

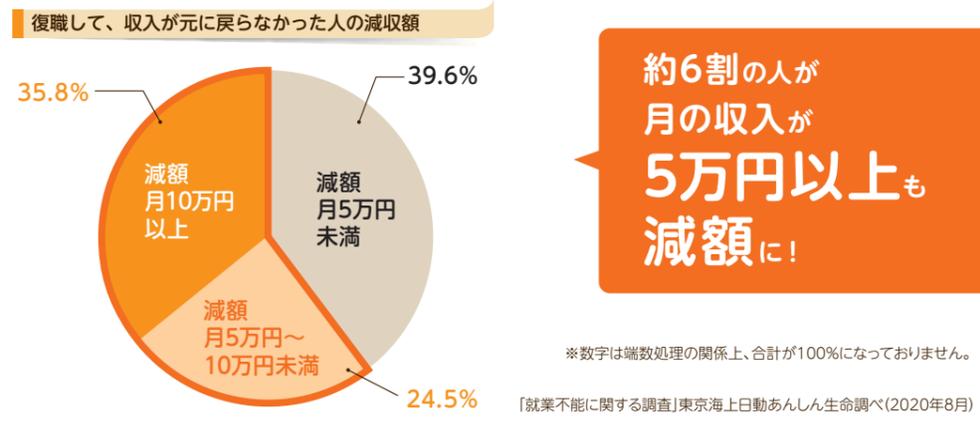
5疾病(悪性新生物^{(*)1})、急性心筋梗塞、脳卒中、肝硬変、慢性腎不全^{(*)2})による就業不能状態や、病気やケガで障害状態・要介護状態となったときは **給付金を2年間または5年間、毎月お受け取りいただけます!**

お支払事由に該当した場合、その後定期的にご申告いただくことなく、毎月給付金をお受け取りいただけます。

自宅療養でもお受け取りいただけます^{(*)3}

- 保険金のお受取方法として、一時支払等を選択することもできます。
- 5疾病による就業不能状態について、医師の指示を受けて自宅等で治療に専念する場合でもお支払いします。

働けなくなったあと、復職しても、働けなくなる前と比べて…



⚠️ がんについて保障の開始まで90日の不担保期間(保障されない期間)があります。



を重視したいあなたは

入院通院保障プラン

- 初期入院保障特則
- 通院特約
- 先進医療特約



を重視したいあなたは

女性専用プラン

- 初期入院保障特則
- 女性疾病保障特約
- 通院特約
- 先進医療特約



を重視したいあなたは

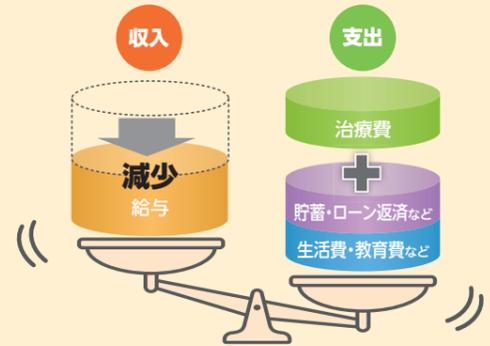
就業不能保障プラン

- 初期入院保障特則
- 重度5疾病・障害・重度介護保障特約
- 通院特約
- 先進医療特約



もしも働けなくなったら…

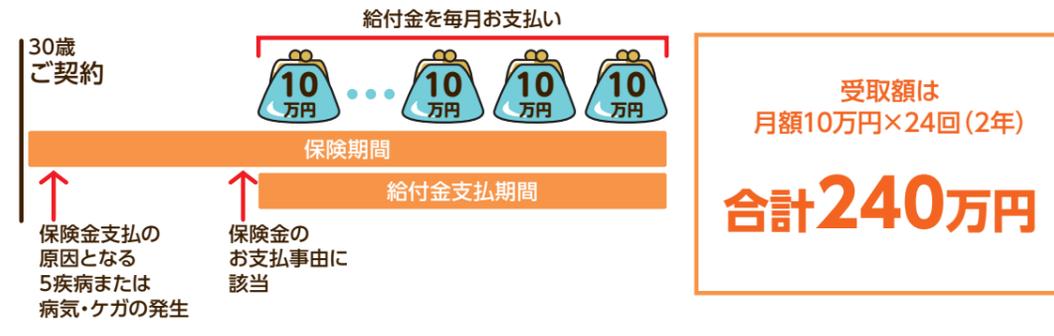
治療費がかかるうえに収入が減ってしまうと、家計への負担はますます大きくなってしまいます。



給付金 お受け取り例

(2024年3月2日現在)

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● ご契約年齢: 30歳(男性) ● 入院給付金日額: 5,000円(支払限度日数: 1入院60日) ● 手術給付金および放射線治療給付金の給付倍率の型: III型 ● 保険期間・保険料払込期間: 終身 ● 特定疾病保険料払込免除特則付加 ● 死亡保険金の給付倍率: 0倍 | <ul style="list-style-type: none"> ● [重度5疾病・障害・重度介護保障特約] ● 保険期間・保険料払込期間: 65歳 ● 特約給付金月額: 10万円 ● 給付金支払期間: 2年 ● 月払保険料(口座振替扱): 2,715円 |
|---|--|



⚠️ 保険金の一時支払等を選択することもできますが、お受け取りいただく特約保険金額^{(*)4}は、月払給付の受取総額の現価に相当する金額となりますので、月払でお受け取りいただく場合の総額を下回ります。

(*)1 上皮内新生物は対象となりません。
 (*)2 「慢性腎不全」とは、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」に定める慢性腎臓病のステージ4または5に分類されるものをいいます。
 (*)3 医師の指示を受けて自宅等で治療に専念する場合に限りです。

(*)4 特約保険金額の計算方法については、重度5疾病・障害・重度介護保障特約条項末尾の「<参考>特約保険金額等の計算方法」をご参照ください。

いずれのプランでも3大疾病になったあとの保険料負担に備える **特定疾病保険料払込免除特則**を付加できます。

上記の他、主契約と各種特約・特則を所定の範囲内で自由にお選びいただく、**フリープラン** もご用意しています。



メディカルKit NEOの保障内容

保障内容の詳細および **がんの負担期間** については、
P.10 契約概要「**3** 主契約の概要、給付金額について」、
P.12 契約概要「**4** 付加できる特約の概要、保険金額・給付金額について」をご覧ください。

お客さまのニーズにあわせて、特約・特則を付加することができます。
 3つのプラン(入院通院保障プラン・女性専用プラン・就業不能保障プラン)と特約・特則を自由に選択いただけるフリープランをご用意しています。

給付金の種類	どんなとき	お支払内容等		フリープランの場合
		1万円タイプ	5千円タイプ	
疾病入院給付金・災害入院給付金	病気やけがで所定の入院をされたとき 1日目(日帰り入院)からお支払い1入院60日/通算1,095日まで ※初期入院保障特則の対象となる入院をされた場合は、日数に応じた給付金は重複してお支払いしません。	日額 1万円	日額 5千円	日額 5千円~2万円 (1,000円単位) ※ご契約年齢により入院給付金日額の範囲が異なります。詳細は P.19 契約概要「 5 お取り扱いについて」をご覧ください。
手術給付金	公的医療保険制度の給付対象となる手術を受けられたとき、骨髄等の採取術を受けられたとき 回数無制限 ※お支払い回数に制限のある手術や対象外の手術があります。 ※骨髄等の採取術は、責任開始日から1年間を不担保期間とし、1回を限度とします。	手術の種類により、1回につき 5万円、10万円、20万円、40万円	手術の種類により、1回につき 2.5万円、5万円、10万円、20万円	手術の種類により、1回につき主契約の入院給付金日額の 5倍、10倍、20倍、40倍
放射線治療給付金	公的医療保険制度の給付対象となる放射線治療を受けられたとき 回数無制限 ※放射線治療給付金は60日間に1回を限度とします。	1回につき 10万円	1回につき 5万円	主契約の入院給付金日額の 10倍
保険料の払込み免除	以下の①または②に該当されたとき ①病気やケガにより、所定の高度障害状態になられたとき ②不慮の事故によるケガで、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害の状態になられたとき	将来の保険料の払込み免除		

(※1) 契約年齢が60歳以上で、保険料払込期間が終身の場合は3千円からご選択いただけます。
 (※2) 主契約の責任開始日からその日を含めて90日を経過する日までをがんに関する不担保期間とします。
 (※3) 主契約の入院給付金日額と同額以下となります。
 (※4) 保険金の一部を一時支払とし、残りを月払給付とすることもできます。

! 保険期間は終身、保険料払込期間は終身・60歳・65歳・70歳のいずれかとなります。ただし、先進医療特約、抗がん剤治療特約の保険期間・保険料払込期間は10年、がん特定治療保障特約の保険期間・保険料払込期間は5年、重度5疾病・障害・重度介護保障特約の保険期間・保険料払込期間は60歳・65歳・70歳のいずれかとなります。特約の更新については、**P.20** 契約概要「**8** 特約の自動更新について」をご覧ください。
! 被保険者の死亡時に解約返戻金がある場合は、解約返戻金と同額の返戻金をお支払いします。

主契約	入院通院保障プラン	女性専用プラン	就業不能保障プラン	フリープラン	フリープランの◎の部分は、個別に選択いただけます。		お支払内容等		フリープランの場合	
					特約・特則(給付金などの種類)	どんなとき	1万円タイプ	5千円タイプ		
特則	●	●	●	◎	初期入院保障特則 (疾病入院給付金・災害入院給付金) 1回につき10日を通算支払日数に算入	入院日数が1日以上9日以内の入院をされたとき	1回の入院につき 10万円	1回の入院につき 5万円	1回の入院につき主契約の入院給付金日額の 10倍	
	—	—	—	◎	特定疾病保険料払込免除特則 (保険料の払込み免除)	3大疾病 (P.7 用語の解説 ①) により、所定の状態に該当されたとき (P.7 用語の解説 ②) ※上皮内新生物は対象外です。 がんの不担保期間 (※2)	将来の保険料の払込み免除		同左	
特約	●	●	●	◎	先進医療特約 (先進医療給付金)	公的医療保険制度における所定の先進医療を受けられたとき 通算2,000万円まで	先進医療にかかわる技術料と同額 ※医療機関に直接給付金をお支払いするサービスがあります。詳しくは P.29 をご覧ください。		同左	
	—	●	—	◎	女性疾病保障特約 (入院給付金)(乳房再建給付金)	女性特有の病気や3大疾病 (P.7 用語の解説 ①) を含む特定の病気により所定の入院をされたとき 60日型 ▶ 1入院60日/通算1,095日まで 無制限型 ▶ 支払日数無制限 ※初期入院保障特則の対象となる入院をされた場合は、日数に応じた給付金は重複してお支払いしません。 女性疾病保障特約に 初期入院保障特則 を付加した場合で、入院日数が1日以上9日以内の入院をされたとき 1回につき10日を通算支払日数に算入 乳房の悪性新生物で所定の乳房再建手術を受けられたとき ※上皮内新生物は対象外です。 1乳房につき1回を限度 がんの不担保期間 (※2)	日額 5千円~1万円 (1,000円単位)	日額 5千円	日額 5千円~1万円 (1,000円単位)	
	—	—	●	◎	重度5疾病・障害・重度介護保障特約 (重度5疾病・障害・重度介護保険金)	5疾病 (P.7 用語の解説 ③) により所定の就業不能状態 (P.7 用語の解説 ④) または病気・ケガにより所定の障害状態 (P.7 用語の解説 ④) ・要介護状態 (P.7 用語の解説 ④) になったとき がんの不担保期間 (※2)	1回の入院につき特約の入院給付金日額の 10倍		同左	
	—	—	—	◎	通院特約 (通院給付金)	主契約の給付対象となる入院の前後に所定の通院をされたとき 1入院30日/通算1,095日まで ※入院前60日/退院後180日(3大疾病 (P.7 用語の解説 ①) の場合は730日)を保障します。	一時金特約の入院給付金日額の 200倍	月払給付 ^(※4) 給付金支払期間(2年または5年のいずれか)を通じて 月額 5~15万円 (1万円単位)		同左
	—	—	—	◎	特定治療支援特約 [Ⅲ型] (特定治療支援に関する給付金)	6疾病 (P.7 用語の解説 ⑤) により、所定の治療等 (P.7 用語の解説 ⑥) を受けられたとき 給付金の種類ごとに1年に1回、5回を限度 がんの不担保期間 (※2) ※上皮内新生物、糖尿病に対する給付金は1回限りです。	日額 6千円	日額 3千円	主契約の入院給付金日額の 60%	
	—	—	—	◎	3大疾病入院支払日数無制限特約 (特定疾病入院給付金)	3大疾病 (P.7 用語の解説 ①) により所定の入院をし、主契約の疾病入院給付金の支払限度日数を超えたとき 支払日数無制限 ※主契約の限度日数の超過分をお支払いします。	一時金 50万円 ただし、上皮内新生物に対する給付金は25万円	日額 1万円		日額 5千円 主契約の入院給付金日額と同額
	—	—	—	◎	がん診断特約 (診断給付金)	初めてがん(悪性新生物・上皮内新生物)と診断確定されたとき、および、悪性新生物が再発したときなど 回数無制限 2年に1回を限度 がんの不担保期間 (※2) ※上皮内新生物は1回限りです。	日額 1万円	日額 5千円	一時金 100万円	同左
	—	—	—	◎	抗がん剤治療特約 (抗がん剤治療の治療給付金)	公的医療保険制度の給付対象となる所定の抗がん剤治療を月に1回以上受けられたとき 通算60ヵ月まで がんの不担保期間 (※2)	1ヵ月ごと 5万円	診療にかかわる費用と同額		同左
—	—	—	◎	がん特定治療保障特約 (特定治療給付金)	がん(悪性新生物・上皮内新生物)治療のため、公的医療保険制度における患者申出療養・評価療養(先進医療を除く)または対象病院で所定の自由診療を受けられたとき (P.7 用語の解説 ⑦) 通算1億円まで がんの不担保期間 (※2)	診療にかかわる費用と同額		同左		

※医療機関に直接給付金をお支払いするサービスがあります。詳しくは **P.29** をご覧ください。

メディカルKit NEOの特長

保障内容

契約概要

注意喚起情報

その他の重要事項

メディカルKit NEOの特長

保障内容

契約概要

注意喚起情報

その他の重要事項

用語の解説

① 3大疾病とは、以下をいいます。

がん(悪性新生物・上皮内新生物)^(※1) 心疾患^(※2) 脳血管疾患

② 3大疾病により、所定の状態に該当されたときとは、以下の状態をいいます。

	悪性新生物 ^(※3)	心疾患 ^(※2) ・脳血管疾患
所定の状態	初めて悪性新生物 ^(※3) と診断確定されたとき	心疾患 ^(※2) または脳血管疾患を発病したと診断され、所定の手術 ^(※4) または、継続20日以上入院治療を受けたとき

③ 5疾病とは、以下をいいます。

悪性新生物^(※3) 急性心筋梗塞 脳卒中 肝硬変 慢性腎不全^(※5)

④ 就業不能状態・障害状態・要介護状態とは、以下をいいます。

就業不能状態	以下のいずれかの状態をいいます。ただし、死亡した後や5疾病が治癒した後は、就業不能状態とはいいません。 ・5疾病の治療を目的として所定の入院をしている状態 ・5疾病により、医師の指示を受けて自宅等で治療に専念し、職種を問わず、すべての業務に従事できない状態
障害状態	以下のいずれかに該当する状態をいいます。 ・国民年金法にもとづく、障害等級1級または2級に認定されたとき(精神の障害を原因として障害等級2級に該当した場合を除きます。) ・国民年金法にもとづく障害等級1級または2級に相当し、回復の見込みのない状態として東京海上日動あんしん生命が定めるものをいいます。ただし、精神の障害による障害等級2級に相当する状態は対象とはなりません。
要介護状態	「常時寝たきり」または「器質性認知症」により、約款所定の条件を満たす他人の介護を必要とする状態をいいます。ただし、死亡した後や介護を必要としなくなった後は、要介護状態とはいいません。要介護状態は、特約条項に定める保険会社独自の認定基準によるものであり、公的介護保険制度で定める要介護状態とは異なります。

⑤ 6疾病とは、以下をいいます。

がん(悪性新生物・上皮内新生物) 心疾患^(※2) 脳血管疾患 肝硬変 慢性腎不全^(※5) 糖尿病(3大合併症併発)

⑥ 6疾病により、所定の治療等を受けられたときとは、以下をいいます。

上皮内新生物	悪性新生物	心疾患 ^(※2) ・脳血管疾患	肝硬変・慢性腎不全 ^(※5) ・糖尿病
初めて診断確定されたとき	初めて診断確定されたとき または所定の手術・放射線治療・抗がん剤治療を受けたとき	所定の手術または 継続20日以上所定の 入院治療を受けたとき	公的医療保険制度における 所定の治療を受けたとき

⑦ 各種診療の概要は、以下のとおりです。

※がん特定治療保障特約の保障内容については、P.18をご覧ください。

保険診療	公的医療保険制度の給付対象となる診療をいいます。
保険外併用療養	保険診療と自費診療の併用が認められる診療をいいます。一般の保険診療と共通する部分(診察・検査・投薬・入院料等)は公的医療保険制度の給付対象となりますが、患者申出療養、評価療養などにかかわる部分は患者の全額自己負担となります。
患者申出療養	高度の医療技術を用いた療養で、患者の申し出にもとづき厚生労働大臣が定めるものをいいます。
評価療養	高度の医療技術を用いた療養等で、公的医療保険制度の給付対象とするか否かの評価が必要な療養として厚生労働大臣が定めるものをいいます。
自由診療	公的医療保険制度の給付対象とならない診療をいい、自由診療にかかる費用は患者の全額自己負担となります。

(※1)ただし、特定疾病保険料払込免除特則については、上皮内新生物を除きます。

(※2)高血圧性心疾患を除きます。

(※3)上皮内新生物は対象となりません。

(※4)手術給付金のお支払事由に該当する手術および先進医療に該当する手術を対象とします。

(※5)「慢性腎不全」とは、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」に定める慢性腎臓病のステージ4または5に分類されるものをいいます。

対象となる疾病等の範囲

特約・特則	がん	心疾患 ^(※2)	急性心筋梗塞	脳血管疾患	脳卒中	肝硬変	慢性腎不全	糖尿病
特定疾病保険料払込免除特則	○ ^(※6)	○	—	○	—	×	×	×
特定治療支援特約(Ⅲ型)	○ ^(※7)	○	—	○	—	○	○	○ ^(※9)
3大疾病入院支払日数無制限特約	○ ^(※8)	○	—	○	—	×	×	×
重度5疾病・障害・重度介護保障特約	○ ^(※6)	×	○	×	○	○	○	×

(※6)悪性新生物は対象ですが、上皮内新生物は対象外です。(※7)悪性新生物・上皮内新生物ともに対象ですが、上皮内新生物に対する給付金は1回限りです。(※8)悪性新生物・上皮内新生物ともに対象です。(※9)糖尿病に対する給付金は1回限りです。

重要事項説明書

重要事項説明書には、
ご契約前に必ずご確認ください
大切なことごとを記載しています。

ご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申し込みいただくようお願いいたします。
お申し込みいただきましたら、後ほどお届けする保険証券とともに保存いただき、ご活用ください。
重要事項説明書には、複数の特約を記載していますので、ご契約後には、ご加入いただいている特約を保険証券にて
ご確認のうえ、該当部分をご覧くださいませようをお願いいたします。

契約概要

P.9~P.20

ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認ください事項を記載しています。

メディカルKit NEO(医療総合保険(基本保障・無解約返戻金型))

- 商品の特長・仕組み P.9
- 主契約の保障内容 P.10~P.12
- 特約の保障内容 P.12~P.18
- その他ご確認ください事項 P.19~P.20

注意喚起情報

P.21~P.30

ご契約のお申し込みの際に、特にご注意ください事項を記載しています。

その他の重要事項

P.31~P.32

ご契約のお申し込みの際に、ご確認ください事項を記載しています。

上記のほか、以下についても記載しています。

Web約款(インターネットによる「ご契約のしおり・約款」の閲覧)について P.33

契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。「契約概要」に記載のお支払事由や給付の際の制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由・制限事項等の詳細や主な保険用語の説明等は「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

■ 引受保険会社の商号等について
 商号 東京海上日動あんしん生命保険株式会社
 ホームページ <https://www.tmn-anshin.co.jp/>
 東京海上日動あんしん生命カスタマーセンター
 ☎ 0120-016-234

受付時間 平日 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00
 (日曜・祝日・年末年始を除きます)

商品の特長・しくみ

1 メディカルKit NEO の特長としくみ

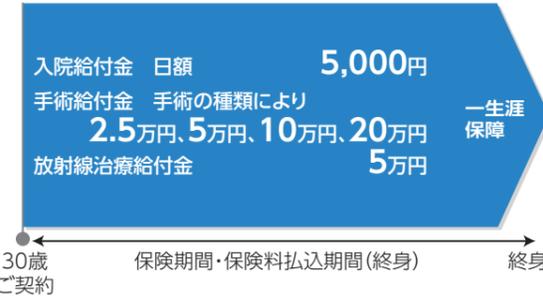
特長

■ 病気やケガによる所定の入院・手術・放射線治療の保障を一生確保できます。

ご契約例 (入院給付金日額5,000円の場合)

(計算基準日：2024年3月2日)

- ・ご契約年齢：30歳(男性)
- ・入院給付金日額：5,000円(支払限度日数：1入院60日)
- ・手術給付金：手術の種類により2.5万円、5万円、10万円、20万円
- ・放射線治療給付金：5万円
- ・特定疾病保険料払込免除特則付加
- ・死亡保険金の給付倍率：0倍
- ・月払保険料(口座振替)：1,665円
- ・無解約返戻金期間：保険料払込期間と同一
- ・手術給付金および放射線治療給付金の給付倍率の型：Ⅲ型



■ 主契約・特約の責任開始期については **P.23** 注意喚起情報「**3** 保障は所定の手続きが完了した時から開始します」をご確認ください。

2 給付金のお支払いについて

主契約・特約の責任開始期以後に、被保険者が病気やケガで入院された場合や手術を受けた場合等に給付金をお支払いします。

なお、被保険者の死亡時に解約返戻金がある場合は、解約返戻金と同額の返戻金をお支払いします。

主契約の保障内容

3 主契約の概要、給付金額について

特定疾病保険料払込免除特則については、ご契約に付加されている場合のみ保険料の払込免除の対象となります。

保険金・給付金等の種類	お支払事由の概要	お支払いする保険金額・給付金額等	受取人	ご注意いただきたいこと
疾病入院給付金	病気で所定の入院をしたとき	入院給付金日額 × 入院日数 支払限度日数 1回の入院につき：60日 保険期間を通じて：1,095日	被保険者	<ul style="list-style-type: none"> ・同一の疾病(医学上重要な関係がある疾病を含みます)により退院日の翌日からその日を含めて180日以内に再入院した場合は、1回の入院とみなします。 ・同一の不慮の事故により事故の日からその日を含めて180日以内に再入院した場合は、1回の入院とみなします。 ・疾病入院給付金と災害入院給付金のお支払事由が重複する場合、災害入院給付金が支払われる期間に対しては、疾病入院給付金は重複してお支払いしません。 ・公的医療保険制度等の改正または医療技術・医療環境の変化により給付金のお支払事由に影響が生じるときは、主務官庁の認可を得て、給付金のお支払事由を変更することがあります。その場合、変更日の2ヵ月前までにご契約者にその旨をご案内します。
災害入院給付金	不慮の事故によるケガで、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の入院をしたとき	入院給付金日額 × 入院日数 支払限度日数 1回の入院につき：60日 保険期間を通じて：1,095日		
手術給付金	以下の①または②に該当したとき ①病気やケガで、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により、手術料の算定対象として列挙されている所定の手術を受けたとき ②造血幹細胞移植に用いる骨髄または末梢血幹細胞の提供を目的とする骨髄等の採取術を受けたとき	入院給付金日額 × 給付倍率 (※)給付倍率は、手術の種類により5・10・20・40倍 [Ⅲ型]		
放射線治療給付金	病気やケガで、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により、放射線治療料の算定対象として列挙されている所定の放射線治療を受けたとき	入院給付金日額 × 給付倍率(10倍) [Ⅲ型]		
死亡保険金	死亡したとき	入院給付金日額 × 死亡保険金の給付倍率	死亡保険金受取人	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡保険金の給付倍率の変更はできません。

⚠ 三菱UFJ銀行では、死亡保険金の給付倍率0倍のお取り扱いとなります(死亡保険金はありません)。

給付倍率は手術の種類に応じて異なります。詳細は **P.11** 手術の種類と給付倍率について をご覧ください。
 ・次の手術はお支払いの対象となりません。

傷の処置(創傷処理、デブリードマン)、切開術(皮膚、鼓膜)、骨・関節の非観血整復術、非観血整復固定術および非観血的投動術、抜歯、異物除去(外耳、鼻腔内)、鼻焼灼術(鼻粘膜、下甲介粘膜)、魚の目・タコ手術(鶏眼・胼胝切除術)

上記のほか、レーザー屈折矯正手術(レーシック)など、手術を受けた時点で医科診療報酬点数表により手術料の算定対象となっていない手術は、お支払いの対象となりません(事例は2023年4月現在)。
 ・手術を同一の日に複数回受けた場合や、医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定される手術を受けたときなど、お支払回数に制限がある場合があります。
 ・骨髄等の採取術については、責任開始日からその日を含めて1年を経過した日以後に行われた手術につき、保険期間を通じて1回をお支払いの限度とします。
 ・手術を受けた時点の医科診療報酬点数表が適用されます。
 ・公的医療保険制度等の改正または医療技術・医療環境の変化により給付金のお支払事由に影響が生じるときは、主務官庁の認可を得て、給付金のお支払事由を変更することがあります。その場合、変更日の2ヵ月前までにご契約者にその旨をご案内します。

・所定の放射線治療には電磁波温熱療法を含みます。また、対象となる放射線照射の方法は体外照射、組織内照射または腔内照射のいずれかに限ります(血液照射は対象になりません)。
 ・お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合、給付金が支払われる最後の受療から60日以内の受療は対象になりません。
 ・放射線治療を受けた時点の医科診療報酬点数表が適用されます。
 ・公的医療保険制度等の改正または医療技術・医療環境の変化により給付金のお支払事由に影響が生じるときは、主務官庁の認可を得て、給付金のお支払事由を変更することがあります。その場合、変更日の2ヵ月前までにご契約者にその旨をご案内します。

〈死亡保険金について〉

三菱UFJ銀行では、死亡保険金の給付倍率0倍のお取り扱いとなります。
募集代理店によっては、死亡保険金の給付倍率を0倍以外で指定することができます。

特約の保障内容

4 付加できる特約の概要、保険金額・給付金額について

〈付加できる特約の一覧〉

この保険に付加できる主な特約は次のとおりです。保障内容の詳細は、下記のページをご参照ください。

1、2、4～9の特約については、次頁の「▲ご注意」をあわせてご参照ください。

1 3大疾病入院支払日数無制限特約	P.13
2 通院特約	P.14
3 先進医療特約	P.14
4 特定治療支援特約 [Ⅲ型]	P.15
5 重度5疾病・障害・重度介護保障特約	P.16
6 女性疾病保障特約	P.17
7 がん診断特約	P.17
8 抗がん剤治療特約	P.17
9 がん特定治療保障特約	P.18

〈その他の特約について〉

特約のお取り扱いは、募集代理店によって異なり、三菱UFJ銀行では以下の特約はお取り扱いしておりません。

特約の種類	特約の概要
入院一時給付金特約	所定の入院をされたとき入院一時給付金をお支払いします。
悪性新生物初回診断特約	初めて悪性新生物と診断確定されたときに診断保険金をお支払いします。
特定悪性新生物保険金前払特約	悪性新生物について所定の状態に該当したと診断確定されたときにご希望により将来の死亡保険金のお支払いに代えて特定悪性新生物保険金をお支払いします。
特定損傷一時金特約	不慮の事故により、事故の日から180日以内に骨折、関節脱臼または腱の断裂の治療を受けたときに特定損傷一時給付金をお支払いします。

※上記の特約以外でも、募集代理店によっては、一部の特約をお取り扱いしないことがあります。
※「重要事項説明書」の他の箇所では、上記を除く特約について記載しています。

保険金・給付金等の種類	お支払事由の概要	お支払いする保険金額・給付金額等	受取人	ご注意いただきたいこと
保険料払込みの免除	以下の①または②に該当したとき ①病気やケガにより、所定の高度障害状態になったとき ②不慮の事故によるケガで、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害の状態になったとき	将来の保険料のお払い込みを免除	—	・主契約の保険料のお払い込みが免除となる場合は、特約の保険料のお払い込みも免除されます。
初期入院保障特約 (契約に付加した場合)	疾病入院給付金/災害入院給付金 入院日数が1日以上9日以内の入院をしたとき	前ページの疾病入院給付金または災害入院給付金のお支払額が下記のとおりとなります。 入院給付金日額 × 10	被保険者	・この特約により疾病入院給付金または災害入院給付金をお支払いした場合、その疾病入院給付金または災害入院給付金のお支払日数を10日として通算支払日数に算入します。 ・この特約により入院給付金をお支払いした後で、同一の疾病(医学上重要な関係がある疾病を含みます)により退院日の翌日からその日を含めて180日以内に再入院し、入院日数の合計が10日を超えるときは、合計入院日数から10日を差し引いて入院給付金をお支払します ^(*) (同一の不慮の事故により事故の日からその日を含めて180日以内に再入院した場合のお取り扱いも同じです)。 (*)1回の入院についての支払限度日数または保険期間を通じた支払限度日数を限度とします。 ・初期入院保障特約のみの解約はできません。
特定疾病保険料払込免除特約 (契約に付加した場合)	上記の「保険料払込みの免除」のほか、以下の①または②に該当したとき ①初めてがん(悪性新生物) ^(*) と診断確定されたとき ②心疾患(高血圧性心疾患を除く)または脳血管疾患により、所定の手術または継続20日以上入院治療を受けたとき (*)上皮内新生物や良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は対象となりません。	将来の保険料のお払い込みを免除	—	・ がんの負担期間 について ・責任開始日からその日を含めて90日を経過する日までを負担期間とし、負担期間終了まで(責任開始期前を含みます)にがん(悪性新生物)に罹患した場合(ご契約の際、東京海上日動あんしん生命が告知等により知っていたがんを除きます)、がん(悪性新生物)による保険料払込みの免除はいたしません。この場合、負担期間終了後に新たにがん(悪性新生物)に罹患されても、がん(悪性新生物)による保険料払込みの免除はいたしません。 ・がん(悪性新生物)の診断確定は、病理組織学的所見により医師によってなされる必要があります。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。 ・「所定の手術」とは、手術給付金のお支払事由に該当する手術および先進医療に該当する手術をいいます。先進医療とは、公的医療保険制度における評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療をいい、先進医療の対象となる医療技術ごとに医療機関・適応症が限定されています。療養を受けた時点で、公的医療保険制度の給付対象となっている場合や取り消し等により先進医療でなくなっている場合は、対象となりません。 ・「継続20日以上入院治療」とは、疾病入院給付金のお支払事由に該当する入院が継続して20日以上であるものをいいます。 ・保険料払込みの免除の対象となるがん(悪性新生物)、心疾患、脳血管疾患は、普通保険約款の別表に定めるものとします。がん(悪性新生物)は、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要CD-10(2013年版)準拠」および「国際疾病分類 腫瘍学第3版(2012年改正版)」等によりがん(悪性新生物)に分類されるものをいいます。 ・公的医療保険制度等の改正または医療技術・医療環境の変化により保険料払込みの免除事由に影響が生じるときは、主務官庁の認可を得て、保険料払込みの免除事由を変更することがあります。その場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をご案内します。 ・特定疾病保険料払込免除特約のみの解約はできません。

手術の種類と給付倍率について

手術の種類	給付倍率	
① 開頭手術(*1)、四肢切断術(*2)、脊髄腫瘍摘出術、心臓・肺・肝臓・脾臓・腎臓の移植手術(*3)	40倍	
② 開胸・開腹手術(*4)	a. 悪性新生物に対する手術 心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する手術	40倍
	b. 上記 a. 以外の手術	20倍
③ 胸腔鏡、縦隔鏡、腹腔鏡を用いた手術	20倍	
④ 骨髄等の採取術	10倍	
⑤ 上記①～④に該当しない手術	a. 疾病入院給付金または災害入院給付金の支払事由に該当する入院中に受けた手術	10倍
	b. 上記 a. 以外(外来)の手術	5倍

(*1)穿頭術は含みません(上記⑤の対象になります)。
(*2)手指・足指を除きます(上記⑤の対象になります)。
(*3)日本国内で臓器の移植に関する法律に沿って行われたものに限ります。臓器の提供を受ける患者を対象とし、臓器の提供者は対象となりません。
(*4)帝王切開術を除きます(上記⑤の対象になります)。また、胸腔鏡、縦隔鏡、腹腔鏡を用いた手術は含みません。

⚠️ ご注意 (お支払いの対象となるがんおよびがんに関する不担保期間について)

がんを保障する特約(がんを含む特定の疾病を保障する特約を含みます)については、次の点に特にご注意ください。

- がんを保障する特約において、お支払いの対象となるがんは下表のとおりです。
また、特約によっては、がんに関して不担保期間を次のとおり設けているものがあります。

不担保期間とは 「主契約の責任開始日からその日を含めて90日を経過する日まで」の期間をいいます。

(○:お支払いの対象、×:お支払いの対象外)

特約	お支払いの対象となるがん(*1)		不担保期間の取扱い
	悪性新生物	上皮内新生物	
1 3大疾病入院支払日数無制限特約	○	○	不担保期間はありませぬ。
2 通院特約	○	○	
4 特定治療支援特約	○	○	不担保期間終了まで(*2)にがん(*3)に罹患した場合(*4)、がんによる保険金・給付金等のお支払いはいたしません(*5)。この場合、不担保期間終了後に新たにがんにより罹患されても、がんによる保険金・給付金等のお支払いはいたしません。
5 重度5疾病・障害・重度介護保障特約	○	×	
6 女性疾病保障特約	乳房再建給付金	○ (乳房のみ)	×
	入院給付金	○	
7 がん診断特約	○	○	不担保期間終了日の翌日を特約の責任開始日とし、その日から特約上の保障を開始します。不担保期間終了まで(*2)にがん(*3)と診断確定された場合(*4)は、特約は無効となり、保険金・給付金等のお支払いはいたしません。
8 抗がん剤治療特約	○	○	
9 がん特定治療保障特約	○	○	

(*1)「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」および「国際疾病分類 腫瘍学第3版(2012年改正版)」等により悪性新生物、上皮内新生物に分類されるものをいいます。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は対象となりませぬ。がんおよびその他のお支払いの対象となる疾病について、詳細は特約条項の別表をご参照ください。

(*2) 責任開始期前を含みます。

(*3) 悪性新生物および上皮内新生物をいいます。ただし、重度5疾病・障害・重度介護保障特約の場合、悪性新生物のみをいいます。

(*4) ご契約の際、東京海上日動あんしん生命が告知等により知っていたがん(*3)を除きます。

(*5) 重度5疾病・障害・重度介護保障特約の場合、障害状態・要介護状態による保険金のお支払いには不担保期間のお取り扱いはありません。

- がんの診断確定は、病理組織学的所見により医師によってなされる必要があります。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

〈特約の概要〉

1 3大疾病入院支払日数無制限特約

給付金の種類	お支払事由の概要	お支払いする給付金額	受取人
特定疾病入院給付金	3大疾病(がん、心疾患(高血圧性心疾患を除く)、脳血管疾患)により所定の入院をした場合で、主契約の疾病入院給付金の支払日数が1回の入院についての支払限度日数または保険期間を通じた支払限度日数に達したとき	入院給付金日額 × $\left(\text{入院日数} - \frac{\text{主契約の疾病入院給付金の支払日数}}{\text{主契約の支払日数}} \right)$	被保険者

- 同一の3大疾病(医学上重要な関係がある3大疾病を含みます)により、主契約の疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内に再入院した場合は1回の入院とみなします。

2 通院特約

給付金の種類	お支払事由の概要	お支払いする給付金額	受取人
通院給付金	主契約の入院給付金が支払われる入院をし、かつ、入院の原因となった病気やケガの治療を目的として以下のいずれかの期間内に所定の通院をしたとき ○入院日の前日からその日を含めて遡及して60日以内 ○退院日の翌日からその日を含めて180日以内(入院の原因となった疾病が3大疾病(がん、心疾患(高血圧性心疾患を除く)、脳血管疾患)の場合は730日以内)	通院給付金日額 × 通院日数 支払限度日数 1回の入院につき: 30日 保険期間を通じて: 1,095日	被保険者

- 同一の日に2回以上通院した場合や、同一の日に複数の事由で通院した場合は、1回の通院とみなします。
- 入院給付金のお支払いの対象となる日に通院した場合は、通院給付金はお支払いしません。
- 退院日の翌日から180日以内に再入院した場合で、次のいずれかに該当するときは、この特約においては1回の入院とみなし、1回の入院についての支払限度日数を適用します(入院の原因が同一の疾病または傷害であるか否かを問いませぬ)。
 - ・入院の原因がいずれも3大疾病である場合
 - ・入院の原因がいずれも3大疾病以外の疾病または傷害である場合
- 次のいずれかに該当した場合、この特約は消滅します。
 - ・主契約の疾病入院給付金および災害入院給付金の支払日数が、いずれも保険期間を通じて1,095日に達したとき
 - ・通院給付金の支払日数が、保険期間を通じて1,095日に達したとき

3 先進医療特約

給付金の種類	お支払事由の概要	お支払いする給付金額	受取人
先進医療給付金	病気やケガにより、公的医療保険制度における所定の先進医療を受けたとき	先進医療にかかわる技術料と同額 支払限度額 保険期間を通じて: 2,000万円	被保険者

- 先進医療とは、公的医療保険制度における評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療をいい、先進医療の対象となる医療技術ごとに医療機関・適応症が限定されています。療養を受けた時点で、公的医療保険制度の給付対象となっている場合や取り消し等により先進医療でなくなっている場合は、対象となりませぬ。また、公的医療保険制度の給付対象となる費用や、技術料以外の自己負担となる費用等は、先進医療給付金の対象となりませぬ。
- 公的医療保険制度等の改正または医療技術・医療環境の変化により先進医療給付金のお支払事由に影響が生じるときは、主務官庁の認可を得て、先進医療給付金のお支払事由を変更することがあります。その場合、変更日の2ヵ月前までにご契約者にその旨をご案内します。
- 先進医療給付金のお支払額が、保険期間を通じて2,000万円に達した場合、この特約は消滅します。

4 特定治療支援特約 [Ⅲ型]

給付金の種類	お支払事由の概要	お支払いする給付金額	給付割合 Ⅲ型(*2)	受取人
悪性新生物給付金	以下の①または②に該当したとき ①初めて悪性新生物と診断確定されたとき ②初めて悪性新生物と診断確定された日の1年後の応当日以後に悪性新生物の手術、放射線治療または抗がん剤治療を受けたとき	特定治療支援給付金額 × 特約の型に応じた給付割合(*2) 支払限度回数 給付金の種類ごとに: 1年に1回かつ保険期間を通じて5回 (上皮内新生物給付金、 糖尿病給付金は1回)	100%	被保険者
上皮内新生物給付金	初めて上皮内新生物と診断確定されたとき		50%	
心疾患給付金	心疾患(高血圧性心疾患を除く)を発病したと診断され、手術または継続20日以上入院治療を受けたとき		100%	
脳血管疾患給付金	脳血管疾患を発病したと診断され、手術または継続20日以上入院治療を受けたとき		100%	
肝硬変給付金	肝硬変の状態になったと診断され、医師による治療を受けたとき		100%	
慢性腎不全給付金	慢性腎不全(*1)の状態になったと診断され、医師による治療を受けたとき		100%	
糖尿病給付金	糖尿病を原因として糖尿病腎症、糖尿病網膜症または糖尿病神経障害のいずれかを発症したと診断され、医師による治療を受けたとき		100%	

(*1)「慢性腎不全」とは、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」に定める慢性腎臓病のステージ4または5に分類されるものをいいます。

(*2)この特約にはI型～Ⅲ型の3つの型がありますが、三菱UFJ銀行ではⅢ型のみのお取り扱いとなります(I型・Ⅱ型はお取り扱いしておりません)。

■ 悪性新生物給付金・上皮内新生物給付金には、90日の不担保期間があります。お支払いの対象となるがんおよび不担保期間についての詳細は、P.13の「**△ご注意**」をご参照ください。

■ 対象となる手術・放射線治療・抗がん剤治療・継続20日以上入院治療・医師による治療は、それぞれ次のとおりです。

手術	次のいずれかに該当するものをいいます。 ・主契約の手術給付金のお支払事由に該当する手術 ・公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により輸血料の算定対象として列挙されている造血幹細胞移植(骨髄移植、末梢血幹細胞移植または臍帯血移植) ・先進医療(*3)に該当する診療行為のうち、器具を用い、生体に切断、摘除等の操作を加える手術
放射線治療	次のいずれかに該当するものをいいます。 ・主契約の放射線治療給付金のお支払事由に該当する放射線治療 ・先進医療(*3)に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為
抗がん剤治療	次のいずれかに該当するものをいいます。 ・公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、所定の抗がん剤(*4)にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院による治療 ・先進医療(*3)に該当する診療行為のうち、その診療行為に用いられる医療技術が医薬品の使用を伴い、かつ、その医療技術の対象とした疾病に悪性新生物が含まれるもの
継続20日以上入院治療	主契約の疾病入院給付金のお支払事由に該当する入院が継続して20日以上であるものをいいます。
医師による治療	次のいずれかに該当するものをいいます。 ・公的医療保険制度の給付対象となる診療行為 ・先進医療(*3)に該当する診療行為

(*3)先進医療とは、公的医療保険制度における評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療をいい、先進医療の対象となる医療技術ごとに医療機関・適応症が限定されています。

療養を受けた時点で、公的医療保険制度の給付対象となっている場合や取り消し等により先進医療でなくなっている場合は、対象となりません。

(*4)所定の抗がん剤には、所定の内分泌療法薬(ホルモン剤)等を含みます。

■ 同一の日に同一の種類の給付金のお支払事由に2つ以上該当したときは、そのうち1つのお支払事由に対してのみ給付金を支払い、給付金を重複してお支払いしません。

■ 公的医療保険制度等の改正または医療技術・医療環境の変化により給付金のお支払事由に影響が生じるときは、主務官庁の認可を得て、給付金のお支払事由を変更することがあります。その場合、変更日の2ヵ月前までにご契約者にその旨をご案内します。

■ すべての種類の給付金について、給付金の支払限度回数に達した場合、この特約は消滅します。

5 重度5疾病・障害・重度介護保障特約

保険金の種類	お支払事由の概要	お支払いする保険金額	受取人
重度5疾病・障害・重度介護保険金	以下の①～③のいずれかに該当したとき ①5疾病(悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中・肝硬変・慢性腎不全(*1))による就業不能状態が60日を超えて継続したと診断されたとき ②病気やケガにより、以下のいずれかの障害状態に該当したとき ・国民年金法にもとづき、障害等級1級または2級に認定されたこと(精神の障害を原因として障害等級2級に該当した場合を除きます) ・生活障害状態に該当したこと ③病気やケガによる要介護状態が180日を超えて継続したと診断されたとき	以下のいずれかをご選択いただけます。(*2) (1)月払給付 特約給付金月額 給付金支払期間満了日まで毎月お支払いします (2)一時支払 特約保険金額	被保険者

(*1)「慢性腎不全」とは、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」に定める慢性腎臓病のステージ4または5に分類されるものをいいます。

(*2)保険金の一部を一時支払とし、残りを月払給付とすることもできます。

■ この特約には、悪性新生物による就業不能状態に関して90日の不担保期間があります。お支払いの対象となる悪性新生物および不担保期間についての詳細は、P.13の「**△ご注意**」をご参照ください。

■ 対象となる就業不能状態・生活障害状態・要介護状態は、それぞれ次のとおりです。

就業不能状態	次のいずれかの状態をいいます。ただし、死亡した後や、5疾病が治癒した後は、就業不能状態とはいいません。 ○5疾病の治療を目的として所定の入院をしている状態 ○5疾病により、医師の指示を受けて自宅等で治療に専念し、職種を問わず、すべての業務に従事できない状態
生活障害状態	国民年金法にもとづく障害等級1級または2級に相当し、回復の見込みのない状態として東京海上日動あんしん生命が定めるものをいいます。ただし、精神の障害による障害等級2級に相当する状態は対象とはなりません。詳細は、特約条項の別表をご確認ください。
要介護状態	「常時寝たきり」または「器質性認知症」により、約款所定の条件を満たす他人の介護を必要とする状態をいいます。ただし、死亡した後や介護を必要としなくなった後は、要介護状態とはいいません。要介護状態は、特約条項に定める保険会社独自の認定基準によるものであり、公的介護保険制度で定める要介護状態とは異なります。

■ この特約の保険金のお支払事由に該当し、保険金をお支払いする場合(保険金の月払給付・一時支払を問いません)、その後新たにこの特約の保険金のお支払事由に該当しても、保険金を重複してお支払いしません。

■ 一時支払の場合にお支払いする特約保険金額は、月払給付の受取総額の現価に相当する金額となりますので、一般に保険金の月払給付を行う場合の受取総額を下まわります。

■ この特約の給付にかかわる国民年金法その他の関連する法令等の改正が将来行われたときは、主務官庁の認可を得て、保険金のお支払事由を変更することがあります。その場合、変更日の2ヵ月前までにご契約者にその旨をご案内します。

■ 次のいずれかに該当した場合、この特約は消滅します。

・月払給付の場合：給付金支払期間中の最後の給付金をお支払いしたとき

・一時支払の場合：保険金をお支払いしたとき

6 女性疾病保障特約

給付金の種類	お支払事由の概要	お支払いする給付金額等	受取人
入院給付金	3大疾病(がん、心疾患(高血圧性心疾患を除く)、脳血管疾患)を含む特定の病気で所定の入院をしたとき	この特約の 入院給付金日額 × 入院日数 支払限度日数 主契約と同じ ただし、無制限型の場合、 支払限度日数はなし	被保険者
乳房再建給付金	乳房の悪性新生物で乳房を切除し、所定の乳房再建手術を受けたとき	この特約の 入院給付金日額 × 乳房再建給付金倍率(200倍) 支払限度回数 1乳房につき:1回	
初期入院保障特則 (ご契約に付加した場合)	入院日数が1日以上9日以内の場合、入院給付金のお支払額は、上記にかかわらず この特約の入院給付金日額×10 となります。		

- この特約の乳房再建給付金には、90日の不担保期間があります。お支払いの対象となる悪性新生物および不担保期間についての詳細は、P.13の「**△ご注意**」をご参照ください。
- 初期入院保障特則を付加した場合、この特則による入院給付金をお支払いしたときは、その入院給付金のお支払日数を10日として通算支払日数に算入します。
- 次の条件のすべてを満たした場合、この特約は消滅します(ただし、無制限型の場合を除きます)。
 - ・入院給付金の支払日数が保険期間を通じて1,095日に達したこと
 - ・乳房再建給付金が2回支払われたこと
- 入院給付金のお支払いの対象となる特定の病気について、詳細は特約条項の別表をご参照ください。

7 がん診断特約

給付金の種類	お支払事由の概要	お支払いする給付金額	受取人
診断給付金	以下の①または②に該当したとき ①悪性新生物と診断確定された場合で次のいずれかに該当したとき ・初めて悪性新生物と診断確定されたとき ・悪性新生物が認められない状態となった後、再発したと診断確定されたとき ・悪性新生物が他の臓器に転移したと診断確定されたとき ・悪性新生物が新たに生じたと診断確定されたとき ②初めて上皮内新生物と診断確定されたとき	診断給付金額 支払限度回数 2年に1回 ただし、上皮内新生物に対する診断給付金は保険期間を通じて1回	被保険者

- この特約には、90日の不担保期間があります。お支払いの対象となるがんおよび不担保期間についての詳細は、P.13の「**△ご注意**」をご参照ください。
- 2回目以降の診断給付金は、前回の診断給付金のお支払事由に該当した日からその日を含めて2年経過後にお支払事由に該当した場合に限り、お支払いします。

8 抗がん剤治療特約

給付金の種類	お支払事由の概要	お支払いする給付金額	受取人
治療給付金	以下のすべてを満たす入院または通院をしたとき ○がんの治療を直接の目的とした所定の入院または通院 ○公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、所定の抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院	(お支払事由に該当した月ごとに) 治療給付金額 支払限度月数 保険期間を通じて: 60ヵ月	被保険者

- この特約には、90日の不担保期間があります。お支払いの対象となるがんおよび不担保期間についての詳細は、P.13の「**△ご注意**」をご参照ください。
- 所定の抗がん剤には、所定の内分泌療法薬(ホルモン剤)等を含みます。
- 公的医療保険制度等の改正または医療技術・医療環境の変化により治療給付金のお支払事由に影響が生じるときは、主務官庁の認可を得て、治療給付金のお支払事由を変更することがあります。その場合、変更日の2ヵ月前までにご契約者にその旨をご案内します。
- 治療給付金の支払月数が保険期間を通じて60ヵ月に達した場合、この特約は消滅します。

9 がん特定治療保障特約

給付金の種類	お支払事由の概要	お支払いする給付金額	受取人
特定治療給付金	がんの治療を直接の目的として、以下のいずれかの診療(*1)が行われる入院または通院をしたとき ○公的医療保険制度における所定の患者申出療養(*2)または所定の評価療養(先進医療を除きます)による診療 ○公的医療保険制度の給付対象とならない診療(自由診療といいます。ただし、所定の病院において行われるものに限ります。)	診療にかかわる費用と同額 支払限度額 保険期間を通じて: 1億円	被保険者

(*1) 診療とは、医師による診察・検査、薬剤または治療材料の支給、処置・手術その他の治療に該当する医療行為をいいます。
(*2) 療養を受けた時点で、公的医療保険制度の給付対象となっている場合や取り消し等により患者申出療養でなくなっている場合を除きます。

- この特約には、90日の不担保期間があります。お支払いの対象となるがんおよび不担保期間についての詳細は、P.13の「**△ご注意**」をご参照ください。
- 自由診療において対象となる所定の病院とは、診療を受けた時点で、厚生労働大臣による指定または承認を受けている次のいずれかの病院等をいいます。

・特定機能病院	・地域がん診療病院	・小児がん中央機関
・都道府県がん診療連携拠点病院	・がんゲノム医療中核拠点病院	・小児がん拠点病院
・地域がん診療連携拠点病院	・がんゲノム医療拠点病院	
・特定領域がん診療連携拠点病院	・がんゲノム医療連携病院	

- 給付金のお支払いの対象となる費用は、医学的に効果が認められたがんの治療を直接の目的とする診療の費用とし、診療を受けた病院等に支払うべき費用に限り、**ただし、次の費用は除きます。**

- ・公的医療保険制度による保険給付がなされるべき費用(被保険者の一部負担金を含みます)
- ・選定療養にかかわる費用(差額ベッド代等をいいます)および先進医療にかかわる技術料
- ・遺伝子パネル検査にかかわる費用

- 診療にかかわる費用のうち、医薬品に係る費用については、**医薬品の使用方法に応じて、下表の金額を限度(*3)とします。**

	医薬品の使用方法	金額
①	医薬品の適応外使用による場合	厚生労働省告示に定める薬価基準に掲載された医薬品の薬価の2.5倍を基準とし、がんの治療に使用された医薬品の用量に応じて計算した金額
②	厚生労働大臣による製造販売の承認を受けていない医薬品を使用する場合(*4)	次のア.またはイ.のいずれか大きい金額 ア. 医薬品の販売単価(*5)の2.5倍を基準とし、がんの治療に使用された医薬品の用量に応じて計算した金額 イ. 500万円(一連の診療過程において使用される医薬品に係る費用を通算します)

- (*3) 一連の診療過程において上表①および②に該当する医薬品をいずれも使用する場合は、上表①および②ア.の合計額または②イ.のいずれか大きい金額を限度とします。
- (*4) 厚生労働大臣による製造販売の承認を受けているものの、厚生労働省告示に定める薬価基準に収載されていない医薬品を含みます。
- (*5) 医薬品の販売価格は、約款の規定にしたがって薬価基準上の直近の外国平均価格を円換算することなどにより算出します。

- 診療計画(*6)において、遺伝子パネル検査、がんの手術後に行われる形成再建手術等が含まれるときは、その診療を受けなかったとしても特定治療給付金のお支払事由に該当する場合に限り、特定治療給付金をお支払いします。
(*6) 入院診療または外来診療に関する診療計画をいいます。
- 公的医療保険制度等の改正または医療技術・医療環境の変化により特定治療給付金のお支払事由に影響が生じるときは、主務官庁の認可を得て、特定治療給付金のお支払事由を変更することがあります。その場合、変更日の2ヵ月前までにご契約者にその旨をご案内します。
- 特定治療給付金のお支払額が、保険期間を通じて1億円に達した場合、この特約は消滅します。

その他ご確認いただきたい事項

5 お取り扱いについて

ご契約年齢 ^(※1)	入院給付金日額 ^(※2)	保険期間 ^(※4) ・ ^(※5)	保険料払込期間 ^(※4) ・ ^(※5)
0～85歳	0～5歳 → 5,000円 6～59歳 → 5,000～20,000円 (1,000円単位) 60歳 → 3,000 ^(※3) ～20,000円 (1,000円単位) 61～85歳 → 3,000 ^(※3) ～10,000円 (1,000円単位)	終身	終身・60歳・65歳・70歳 ただし払込期間は10年以上

入院給付金支払限度の型	手術給付金、放射線治療給付金の倍率の型	放射線治療給付金
60日型	Ⅲ型 (手術の種類に応じて主契約の入院給付金日額の5倍、10倍、20倍、40倍)	主契約の入院給付金日額の10倍

- (※1) 重度5疾病・障害・重度介護保障特約は、15歳～60歳までのお取り扱いとなります。
(※2) 入院給付金日額には、女性疾病保障特約の給付金日額を含みます。
(※3) 3,000円からは、ご契約年齢60歳以上で、保険料払込期間が終身の場合のみご選択いただけます。
(※4) 先進医療特約・抗がん剤治療特約の保険期間・保険料払込期間は10年(ただし、契約年齢が80歳超の場合は90歳満了となります)、がん特定治療保障特約の保険期間・保険料払込期間は5年となります。
(※5) 重度5疾病・障害・重度介護保障特約の保険期間・保険料払込期間は、10年以上50年以下かつ満了時年齢は60歳・65歳・70歳のいずれかとなります。

- 先進医療特約は、1契約限りのお申し込みとなります(「先進医療給付金」をお支払いする他の特約も含まれます)。
- がん特定治療保障特約は、がん特定治療保障特約(引受基準緩和型)とあわせて1特約を限度としています。
- 重度5疾病・障害・重度介護保障特約の給付金支払期間は2年または5年となります。
- お申し込み時に医師の診査は不要です(告知のみでお申し込みいただけます)。
- 他にご契約がある場合や職業による制限がある場合等、その保険金額(給付金額)と合算してご加入いただける限度額(通算限度額)の範囲内でお取り扱いをいたします。
- 特約の更新について、詳しくは **P.20** 「8 特約の自動更新について」をご覧ください。
- 募集代理店によってお取り扱いの範囲が異なる場合があります。

6 保険料のお払い込みについて

払込期間	終身、60歳、65歳、70歳 ※先進医療特約・抗がん剤治療特約は10年(ただし、契約年齢が80歳超の場合は90歳満了となります)、がん特定治療保障特約は5年となります。 また、重度5疾病・障害・重度介護保障特約は、10年以上50年以下かつ満了時年齢は60歳・65歳・70歳のいずれかとなります。
払込方法	月払、年払
払込経路	□座振替扱、クレジットカード払扱 ※上記以外に勤務先等の団体を經由してお払い込みいただく団体扱があります。三菱UFJ銀行では、お申し込み時には団体扱をお取り扱いしていません。勤務先等で東京海上日動あんしん生命の団体扱を取り扱っている場合、ご契約後、払込経路を団体扱に変更いただけます。具体的な手続きにつきましては、東京海上日動あんしん生命までお問い合わせください。

- 契約日は、月払の場合は主契約の責任開始期の属する月の翌月1日となり、年払の場合は責任開始期と同日となります。月払で契約日特例をご選択いただいた場合、契約日は責任開始期と同日となります。
- 被保険者の契約年齢は、契約日における満年齢となります。
- 払込方法、払込経路の取扱範囲は、募集代理店によって異なる場合があります。

7 解約返戻金について

- 保険料払込期間中の解約返戻金はありません。
- 保険料払込期間満了後の解約返戻金は、入院給付金日額の10倍です。
- 付加される特約・特則には保険期間を通じて解約返戻金はありません。
- ご契約を途中でおやめになると、解約返戻金はまったくないか、あってもお払込保険料の合計額に比べ、ごくわずかな額となります。

8 特約の自動更新について

- 先進医療特約、抗がん剤治療特約およびがん特定治療保障特約について、保険期間が満了する場合で所定の要件を満たしたときは、ご契約者からのお申し出がない限り、90歳まで自動的に更新されます。
- 更新後の特約の保険期間は、それぞれ次のとおりです(ただし、東京海上日動あんしん生命の定めるところにより保険期間を変更して更新されることがあります)。
 - ・先進医療特約および抗がん剤治療特約…10年
 - ・がん特定治療保障特約…5年
- 抗がん剤治療特約およびがん特定治療保障特約が更新された場合、がんによる給付金のお支払いに関して、90日の不担保期間があらためて適用されることはありません。
- 特約が更新された場合、特約の給付金のお支払いおよび保険料払込みの免除については、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続されたものとみなします。このため、特約の給付金の支払限度については、更新前後の支払額、支払月数等を通算して適用します。
- 更新後の特約の保険料は、更新時の被保険者の年齢および保険料率で計算します(通常、更新後の保険料は更新前より高くなります)。
- 更新後の特約には、更新時の特約条項が適用されます。

9 契約者配当について

この保険の主契約および特約には、契約者配当金はありません。

10 預金等との違いについて

この商品は、**東京海上日動あんしん生命**を引受保険会社とする**生命保険**です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。

11 ご留意いただきたい点について

- 「免責事由に該当した場合」、「告知義務違反・重大事由によるご契約の解除の場合」、「詐欺による取消の場合」、「不法取得目的によるご契約の無効の場合」等、保険金・給付金等をお支払いできない場合があります。
- 実際のご契約内容(保険期間・給付金日額・保険料・保険料払込期間・保険料払込方法など)につきましては、申込書・お手続き画面等の該当箇所をご確認ください。
- 三菱UFJ銀行では、超保険^(※)のお取り扱いはしていません。超保険にご加入いただいた場合の独自の特約・割引・サービスは適用されません。

(※)「超保険」とは、東京海上グループの生損保一体型商品をいいます。くわしくは、東京海上日動あんしん生命カスタマーセンターまでお問い合わせください。

「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みの際に、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

「注意喚起情報」のほか、お支払事由・制限事項等の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

1 クーリング・オフ(お申し込みの撤回やご契約の解除)ができます

- お申込者またはご契約者は、「**ご契約のお申込日**」または「**第1回保険料の領収日(指定口座に着金した日。第1回保険料をクレジットカードによりお払い込みいただいた場合は、東京海上日動あんしん生命がクレジットカードの有効性等を確認した日)**」のいずれか遅い日**から、その日を含めて8日以内**であれば、**郵便または東京海上日動あんしん生命ホームページ**でクーリング・オフができます。この場合、お払い込みいただいた金額をお返します。
- 東京海上日動あんしん生命が指定した医師の診査が終了した場合や債務履行の担保のための保険契約の場合等は、クーリング・オフができません。

〈クーリング・オフのお申し出方法〉

- クーリング・オフのお申し出は郵便または東京海上日動あんしん生命ホームページで行うことができます。**【郵便でお申し出いただく方法】**
 - ・ご記入例にしたがって下記住所宛に郵送してください。
 - ・クーリング・オフは**書面の発信時(郵便の消印日付)**に効力が生じます。

〒167-8080 荻窪郵便局私書箱10号
東京海上日動あんしん生命保険(株) クーリング・オフ担当 宛

【ご記入例】

東京海上日動あんしん生命保険株式会社 行

① 私は下記契約の申込みの撤回を行います。

② 申込人(契約者) **安心 太郎(アンシン タロウ)**

③ 住所 東京都××区〇〇〇〇

④ 電話番号 03-****-****

⑤ 証券番号 xxxxxxxxxxxx

⑥ 取扱者/代理店 △△保険サービス

⑦ 保険料 □□□□円

⑧ 返金先口座 ○○銀行xx支店 普通〇〇〇〇〇〇〇〇

□座名義人 アンシン タロウ

⑨ クーリング・オフの理由(任意でご記入ください。)

お申込者(ご契約者)
ご自身で署名ください。

⑦と⑧はすでに保険料をお払い込みいただいた場合のみご記入ください。またご契約者本人名義の口座に限ります。

【東京海上日動あんしん生命ホームページでお申し出いただく方法】

- 東京海上日動あんしん生命ホームページ(<https://www.tmn-anshin.co.jp/>)にお申出フォームを用意していますので、入力要領にしたがってお申し出ください。クーリング・オフは**入力内容の送信時**に効力が生じます。
- お申出フォームは、東京海上日動あんしん生命ホームページから「クーリング・オフ」で検索いただくか、「お客様への重要なお知らせ」等から遷移することができます。

〈クーリング・オフに関するご注意〉

- クーリング・オフに関して損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。
- クーリング・オフのお申し出の際に保険金・給付金等のお支払事由が生じている場合には、クーリング・オフの効力は生じません。ただし、そのお申し出の際に、お申込者またはご契約者が保険金・給付金等のお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

2 最近の健康状態・職業等についてありのままを告知してください

ご契約者や被保険者には、**健康状態等について正しく告知をしていただく義務があります。**

- ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間等。以下同じ)、現在の健康状態、身体の障がい状態、職業等のうち「告知書」等で東京海上日動あんしん生命がおたずねする内容について、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 診査を行うご契約(医師扱)の場合には、東京海上日動あんしん生命指定の医師がおたずねする内容について事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人(代理店を含みます)は告知受領権がなく、**保険販売資格をもつ募集人(三菱UFJ銀行の担当者)に口頭でお話しされても告知したことにはなりません。**

傷病歴等がある方へのお引き受け(特別条件付引受)について

- 傷病歴等を告知された場合、所定の診査や追加の詳しい告知等が必要となる場合があります。
- 告知の内容等によっては、傷病歴等があってもお引き受けすることがあります。また、**ご契約を特別な条件付(給付金の削減、特定部位の不担保等)でお引き受けすることや、お断りすることもあります。**お申し込みにあたって所定の診査をご利用いただく場合は、告知書等でお申し込みいただく場合とお引受条件が異なることがあります。
- 東京海上日動あんしん生命では、健康状態に不安のある方も加入しやすいよう引受基準を緩和した下記の商品を販売しています。この商品は、他の医療保険に比べて保険料が割増しされています。
 - ・医療保険(引受基準緩和・無解約返戻金型)健康還付特則 付加

告知の内容が事実と相違する場合、ご契約または特約を解除し、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。

〈告知義務違反になると、どうなるの?〉

- 告知いただくことからは、「告知書」等に記載しています。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、ご契約の締結または復活の際の責任開始日から2年以内(がん診断特約、抗がん剤治療特約およびがん特定治療保障特約は責任開始期前を含みます)であれば、東京海上日動あんしん生命は「告知義務違反」として**ご契約または特約を解除することがあります。**
- ご契約の締結または復活の際の責任開始日から2年を経過していても、保険金・給付金等の支払事由や保険料払込みの免除事由が2年以内に発生していた場合には、**ご契約または特約を解除することがあります。**

〈保険金・給付金等のお支払いへの影響は?〉

- ご契約または特約を解除した場合には、保険金・給付金等の支払事由や保険料払込みの免除事由が発生していても、**保険金・給付金等のお支払いや保険料のお払い込みの免除を行うことはできません**(*)。この場合には、解除の際にお支払いする返戻金があればご契約者にお支払いします。
- (*)ただし、保険金・給付金等の支払事由や保険料払込みの免除事由の発生が解除の原因となった事実によらないときは、保険金・給付金等のお支払いや保険料のお払い込みの免除を行います。

〈告知義務違反の内容が特に重大な場合は?〉

- **告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後であっても、詐欺による取り消しを理由として、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。**

ご契約内容の確認について

- 東京海上日動あんしん生命の社員または東京海上日動あんしん生命が委託した者が、ご契約のお申し込み後または保険金・給付金等のご請求および保険料のお払い込みの免除のご請求の際、**ご契約のお申込内容またはご請求内容等について確認させていただく場合があります。**

3 保障は所定の手続きが完了した時から開始します

- お申し込みいただいたご契約を東京海上日動あんしん生命が承諾(お引き受けすることを決定)した場合、第1回保険料の払込方法に応じて、責任開始期は以下になります。

第1回保険料の払込方法	責任開始期(ご契約上の保障を開始する時期)
①東京海上日動あんしん生命の指定口座にお振り込みされる場合	「指定口座に着金した時」または「告知日(診査日)」のいずれか遅い時。
②クレジットカードによりお払い込みされる場合	「東京海上日動あんしん生命がクレジットカードの有効性等を確認した時」または「告知日(診査日)」のいずれか遅い時。

- 特則・特約によっては、**主契約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日から特約上の責任を負うものや、がん(*1)に関して、責任開始期からその日を含めて90日の不担保期間(*2)を設けているものがあります。**

(*1) 特定疾病保険料払込免除特則および重度5疾病・障害・重度介護保障特約は上皮内新生物を含みません。

(*2) 不担保期間終了までにがん(*1)に罹患した場合は保障の対象となりません。

- 三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)は、お客さまと東京海上日動あんしん生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して東京海上日動あんしん生命が承諾したときに有効に成立します。

4 第2回以後の保険料は、払込期月内にお払い込みください

- 払込期月内にお払い込みのご都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。
- 保険料の払込期月と払込猶予期間は次のようになります。**なお、この保険には自動振替貸付はありません。**

	払込期月(保険料をお払い込みいただく月)	払込猶予期間
月払	契約応当日の属する月の1日から末日まで	払込期月の翌月の1日から末日まで
年払	契約応当日の属する月の1日から末日まで	払込期月の翌月の1日から翌々月の月単位の契約応当日まで

- 払込猶予期間内にお払い込みがないと、**ご契約は失効します(ご契約の効力がなくなり、保障がなくなります)。**
- 失効したご契約でも、失効日から3年以内であれば、ご契約の復活を請求できます。この場合、告知(または診査)と、延滞保険料(失効している期間の保険料)のお払い込みが必要となります。ただし、**健康状態などによっては復活できない場合があります。**復活の際の責任開始期等は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 主契約の保険料払込期間満了後に特約保険料のみをお払い込みいただくときは、払込猶予期間内に特約保険料のお払い込みがないと、**特約は解約されたものとし、特約の復活は請求できません。**

5 保険金・給付金等がお支払いできない場合や、保険料のお払い込みの免除がされない場合があります

次のような場合には、**保険金・給付金等のお支払いや保険料のお払い込みの免除ができません。**

- 免責事由に該当した場合
(例:ご契約者・被保険者の故意または重大な過失により保険金・給付金等の支払事由に該当したとき など)
- 責任開始期前に生じていた疾病や不慮の事故を原因とする入院給付金などのご請求の場合(ただし、ご契約の際の告知等により東京海上日動あんしん生命がその事実を知っていた場合等には、お支払いできることがあります)
- 故意または重大な過失によって告知がなかったり、事実と違うことを告知し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となった場合
- 詐欺行為によりご契約が取り消しとなった場合や、保険金・給付金等の不法取得目的があり、ご契約が無効となった場合(この場合、お払い込みいただいた保険料はお返しいたしません)
- 重大事由によりご契約または特約が解除された場合
(例:保険金・給付金等を詐取る目的で事故を起こしたとき
ご契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき など)
- 保険料のお払い込みがなく、ご契約が失効した場合
- 次の特約は、責任開始期の前日までにがんと診断確定されていた場合(*1)、特約が無効となり、**保険金・給付金のお支払いはいたしません。**
・がん診断特約 ・抗がん剤治療特約 ・がん特定治療保障特約
- 次の特則・特約は、責任開始日からその日を含めて90日を経過する日までにがん(*2)に罹患した場合(*1)、**給付金のお支払いまたは保険料払込みの免除はいたしません。**
・特定疾病保険料払込免除特則 ・特定治療支援特約
・重度5疾病・障害・重度介護保障特約 ・女性疾病保障特約の乳房再建給付金
(*1) ご契約の際、東京海上日動あんしん生命が告知等により知っていたがん(*2)を除きます。
(*2) 特定疾病保険料払込免除特則および重度5疾病・障害・重度介護保障特約は、上皮内新生物を含みません。

6 解約の際にはご注意ください

- お払い込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金等のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費に充てられます。したがって解約されますと、解約返戻金は多くの場合、保険料払込満了後も含めてお払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- 解約返戻金の額は、保険種類・契約年齢・性別・保険期間・保険料払込期間・経過年月数・保険料の払込年月数などによっても異なりますが、特に、**ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。**
- **保険料払込期間中の解約返戻金はありません。**
- 保険料払込期間満了後の解約返戻金は、入院給付金日額の10倍です。
- 付加される特約・特則には、保険期間を通じて解約返戻金はありません。
- 特則のみの解約はできません。

7 生命保険会社が破綻した場合等には、 保険金額・給付金額等が削減されることがあります

- 保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、**保険金額・給付金額等が削減されることがあります。**
- 東京海上日動あんしん生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなりますが、この場合にも、**ご契約時の保険金額・給付金額等が削減されることがあります。**
- 詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

〈お問い合わせ先〉生命保険契約者保護機構

TEL: 03-3286-2820

[月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時]

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

8 ご契約の乗り換えはお客さまにとって 不利益になることがあります

保険契約の乗り換え(現在ご契約の保険商品の解約や減額を前提として、新たな保険契約を申し込むこと)をご検討される場合、特に次の事項についてご注意ください。

- 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項
 - ・解約や減額されるご契約の解約返戻金は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額になります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
 - ・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
- 新たな保険契約をお申し込みされる場合のご注意事項
 - ・新たな保険契約も、一般のご契約と同様に告知義務があるため、被保険者の健康状態等によっては、**特別な条件をつけてお引き受けする場合や、お断りする場合があります**(保険種類によっては、告知義務がない場合があります)。
 - また、新たな保険契約の責任開始日等を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用され、詐欺による取り消しの規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての詐欺の行為などが適用の対象となります。(※)告知義務についての詳細は **P.22** 「②最近の健康状態・職業等についてありのままを告知してください」をご参照ください。
 - ・新たな保険契約について、責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺や、責任開始期前に生じていた疾病や不慮の事故を原因とする入院等の場合は、約款に特に定めがあるときを除き、**保険金・給付金等のお支払いができません**(解約や減額されるご契約の存在は考慮されません)。
 - ・新たな保険契約が次のいずれかに該当する場合、改めて不担保期間が適用されるため、責任開始期まで一定の期間を要する場合があります。この不担保期間中に現在のご契約を解約すると、保障のない期間が発生します。
 - ・がんを保障する主契約・特約:保険期間の始期から90日間を不担保期間とします。
 - ・介護年金保険(無解約返戻金型)(付加される特約を含みます): 契約日から1年間を不担保期間とします。
 - ・新たな保険契約のお引き受け条件は、新たにご契約する時点の被保険者の年齢や健康状態、保険料率や予定利率等によって改めて決まります。そのため、保険料の基礎となる予定利率が現在の契約より低い場合は、保険料が高くなる場合があります。

- 其他のご注意事項
 - ・保険契約の乗り換えにあたっては、以上の内容に加えて、特に次の点にご確認ください。
 - ・現在のご契約と新たなご契約とで保障内容等が異なる場合があります。
 - ・保険料だけでなく、保障内容等のその他の要素も考慮に入れてご検討ください。保障内容等については、「重要事項説明書」、「ご契約のしおり・約款」、「保険証券」等により全般的にご確認ください。

9 税務のお取り扱いについて

- お払い込みいただく保険料は、その年の生命保険料控除(介護医療保険料控除)の対象となります。

〈所得税の介護医療保険料控除額〉

〈住民税の介護医療保険料控除額〉

年間正味払込保険料	総所得金額から控除される金額	年間正味払込保険料	総所得金額から控除される金額
80,000円超	一律 40,000円	56,000円超	一律 28,000円

一般生命保険料控除・介護医療保険料控除・個人年金保険料控除の控除限度額の合計は、所得税が120,000円、住民税が70,000円となります。

- 入院給付金等をお受け取りになる場合

入院給付金等の受取人が以下のいずれかに該当するときは、全額非課税扱となります。

 - ・被保険者
 - ・被保険者の配偶者もしくは直系血族
 - ・被保険者と生計を一にするその他の親族

(2024年1月現在の税制に基づく一般的なお取り扱いについて記載しています。個別のお取り扱いについては、所轄の税務署にご相談ください。)

10 保険金・給付金等の請求の際はすみやかにご連絡ください

- 保険金・給付金等の支払事由、保険料払込みの免除事由、ご請求手続きなどについては、「ご契約のしおり・約款」、東京海上日動あんしん生命ホームページ (<https://www.tmn-anshin.co.jp/>) に記載していますので、ご確認ください。
- 保険金・給付金等のお支払いにあたっては、お客さまからご請求いただく必要があります。保険金・給付金等の支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに東京海上日動あんしん生命保険金請求受付専用ダイヤルへご連絡ください。

東京海上日動あんしん生命 保険金請求のお問い合わせ先

保険金請求受付専用ダイヤル

 **0120-536-338**

受付時間 平日 9:00 ~ 18:00
土曜 9:00 ~ 17:00 (日曜・祝日・年末年始を除きます)

保険金・給付金等のご請求に関するご連絡は、
東京海上日動あんしん生命ホームページでも受け付けています。

- 東京海上日動あんしん生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 保険金・給付金等の支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金等の支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 被保険者が受取人となる保険金・給付金等について、受取人がご請求できない特別な事情がある場合、被保険者の配偶者または生計を一にする親族が受取人を代理してご請求いただくことができます。代理請求できる方に対し、支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。
保険料払込みの免除についても、被保険者であるご契約者のご請求できない特別な事情がある場合、被保険者の配偶者または生計を一にする親族がご契約者の代理人としてご請求いただくことができます。また、重度5疾病・障害・重度介護保障特約については、あらかじめ指定した指定代理請求人からご請求いただくことができます。
- 指定代理請求人は、保険金・給付金等のご請求時に、次のいずれかに該当することが必要です。
 - ・ 被保険者の戸籍上の配偶者
 - ・ 被保険者の直系血族
 - ・ 被保険者の3親等内の親族
 - ・ 被保険者と同居または生計を一にする方
 - ・ 契約にもとづき、被保険者の療養看護または財産管理を行っている方
- 保険金・給付金等のご請求は、権利を行使できる時から3年間行使しないと、ご請求の権利がなくなりますのでご注意ください。
- がん特定治療保障特約の場合、給付金のお支払対象となる診療を受けることとなったときは、あらかじめ東京海上日動あんしん生命にご連絡いただくとともに、東京海上日動あんしん生命の求めに応じて診断書その他必要な書類を提出してください。
東京海上日動あんしん生命は、上記の連絡を受けた場合、被保険者の同意を得て、診療に用いる医薬品の購入費等について、病院等と交渉を行うことがあります。この場合、ご契約者、被保険者および給付金受取人は東京海上日動あんしん生命の行う交渉に協力してください。

11 生命保険に関するご相談・ご意見・ご要望は各種窓口へご連絡ください

- ご契約のお手続き(ご契約内容の変更等)やご契約に関する照会等については、下記カスタマーセンターへご連絡ください。

東京海上日動あんしん生命 カスタマーセンター



0120-016-234

受付時間 平日 9:00 ~ 18:00
土曜 9:00 ~ 17:00 (日曜・祝日・年末年始を除きます)

- 東京海上日動あんしん生命へのご不満・ご要望がありましたら、下記お客様相談コーナーへご連絡ください。お客さまのご意見をもとに、商品・サービスの改善を図ってまいります。

東京海上日動あんしん生命 お客様相談コーナー



0120-630-077

受付時間 平日 9:00 ~ 17:00
(土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます)

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。

一般社団法人 生命保険協会 ホームページアドレス

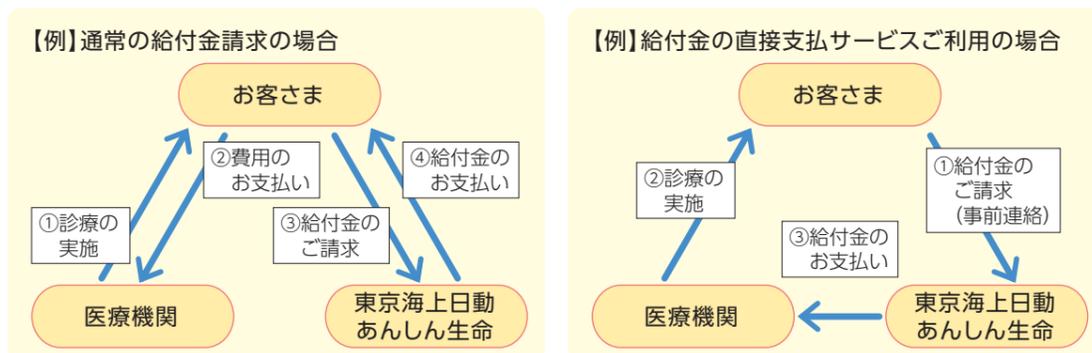
<https://www.seiho.or.jp/>

- 生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

12 東京海上日動あんしん生命から医療機関に給付金を直接お支払いできるサービスがあります (がん特定治療保障特約・先進医療特約)

給付金の直接支払サービスとは

- 給付金の直接支払サービスとは、東京海上日動あんしん生命が提携する医療機関で診療を受けられた場合に、給付金受取人からのお申し出により、医療機関に対して給付金を直接お支払いするものです。
- 給付金の直接支払サービスを利用される場合、サービスの対象となる診療費について、お客さまが一時的に負担することなく、医療機関で診療を受けることができます。



給付金の直接支払サービスの対象範囲

- 給付金の直接支払サービスは、東京海上日動あんしん生命が提携する医療機関で次の特約の対象となる所定の診療を受けられたときにご利用いただけます。

特約	対象となる診療(*1)	給付金のお支払額	お支払いの限度額
がん特定治療保障特約	・評価療養(先進医療を除きます) ・患者申出療養 ・自由診療(所定の病院で行われる場合に限り)(*2)	診療にかかわる費用と同額(*3)	保険期間を通じて1億円(*4)
先進医療特約	・先進医療(重粒子線治療・陽子線治療に限り(2024年1月現在))	先進医療にかかわる技術料と同額	保険期間を通じて2,000万円

(*1) 評価療養・患者申出療養・所定の病院で行われる自由診療は、療養を適切に実施するための施設基準等が法令等によって定められています。その他給付金のお支払内容の詳細は、「契約概要」および「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

(*2) 自由診療とは、公的医療保険制度の給付対象とならない診療をいいます。

(*3) 公的医療保険制度の給付対象となる費用(一部負担金を含みます)、差額ベッド代、先進医療の技術料、遺伝子パネル検査費用等は対象となりません。

(*4) 医薬品に係る費用については、保険期間を通じたお支払いの限度額の内枠で、お支払いの限度額が設定されています。

- 給付金の直接支払サービスの対象となる医療機関については、東京海上日動あんしん生命ホームページ(<https://www.tmn-anshin.co.jp/>)をご確認ください(*5)。

(*5) 対象となる医療機関は変更となる可能性がありますので、診療を受けられる前に最新の医療機関をご確認ください。

- **給付金の直接支払サービスは、東京海上日動あんしん生命所定のお取扱条件(*6)を満たす必要があります。** 診療を受けられる前に東京海上日動あんしん生命保険金請求受付専用ダイヤルへご連絡ください。

(*6) お取扱条件等の詳細は、東京海上日動あんしん生命ホームページでご確認いただけます。

給付金の直接支払サービスのご利用にあたってご注意いただきたいこと

- 給付金の直接支払サービスは、給付金をお支払いできる場合に限りご利用いただけます。次のような場合は、**給付金の直接支払サービスをご利用いただけません。**この場合、公的医療保険制度等により給付対象となる費用等を除き、診療にかかわる費用はお客さまの自己負担となります。

【例】給付金の直接支払サービスをご利用いただけない場合

- 診療を受けられる時点で公的医療保険制度の給付対象となっている場合
- 給付金のお支払対象とならない費用を負担された場合や、負担された費用が給付金のお支払限度額を超える場合
- 厚生労働大臣による指定・承認が取り消されたことにより給付金のお支払対象となる病院でなくなっている場合

上記のほか、東京海上日動あんしん生命所定のお取扱条件を満たさない場合も、給付金の直接支払サービスをご利用いただけません。この場合、給付金のお支払いは診療を受けた後となり、それまでの間、お客さまが医療機関に支払う費用をご用意いただくことが必要となる場合があります。

- 給付金の直接支払サービスは、給付金受取人からのお申し出に応じてお取り扱いします。(サービスを利用せず、お客さま自身で給付金をお受け取りいただくことも可能です。)
- 給付金の直接支払サービスを利用される場合、東京海上日動あんしん生命は被保険者の同意を得て、被保険者の病状や診療内容等について、提携する医療機関に直接照会したり、提携する医療機関から必要書類の提出を受けたりすることがあります。
- 法令等の改正により医療制度に変更が生じたり、厚生労働大臣による病院の指定・承認が取り消されるなどの場合は、将来予告なく、給付金の直接支払サービスの対象となる診療の範囲やお取扱条件等について変更を行ったり、対象となる病院を紹介できなくなるなどがあります。
- 給付金の直接支払サービスの対象となる医療機関およびお取扱条件等は、東京海上日動あんしん生命ホームページ(<https://www.tmn-anshin.co.jp/>)に掲載しています。東京海上日動あんしん生命のホームページから「提携病院」で検索いただくか、または「お客様への重要なお知らせ」等からご確認ください。
- 給付金の直接支払サービスのご利用にあたっては、診療を受けられる前に東京海上日動あんしん生命保険金請求受付専用ダイヤルにご確認ください。

東京海上日動あんしん生命
保険金請求受付専用ダイヤル

0120-536-338

受付時間 平日 9:00 ~ 18:00
土曜 9:00 ~ 17:00 (日曜・祝日・年末年始を除きます)

その他の重要事項

お申し込みにあたっては、「契約概要」、「注意喚起情報」のほか、次の内容について必ずご確認ください。また、申込書・告知書(情報端末を利用したお申し込みの場合は、お手続き画面)の注意事項等を十分にご確認のうえ、お申し込みください。

個人情報の取扱いに関するご案内

当社および東京海上グループ(*)各社は、本手続き(情報端末を利用した契約手続きを含みます)において取得するお客様の個人情報(健康状態に関する質問への回答も含みます)を、この手続き以降のお客様に関する当社に対する一切の申込み等を含む将来におけるすべての保険引受けの判断、この手続き以降に成立する一切の契約または過去に締結された契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から④の利用・提供を行うことがあります。

- | | |
|---|--|
| ①保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店、保険仲立人、医療機関、保険金・給付金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等を含みます。)に対して個人情報を提供すること | ③保険契約に関して取得する情報は、当社と東京海上グループ各社との間または当社と当社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること |
| ②保険契約に関して取得する情報は、契約締結、契約内容変更、保険金・給付金支払い等の可否を判断するうえでの参考とするため、個人情報を他の生命保険会社、東京海上グループ内の他の保険会社、一般社団法人生命保険協会等と共同して利用すること | ④再保険会社における保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金支払い等に利用するため、対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報の他、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報および健康状態に関する情報など当該業務に必要な個人情報を記録媒体等に安全管理措置を講じて再保険会社に提供すること |

東京海上グループ各社の範囲および提携先企業等の一覧、東京海上グループ内における個人情報利用の管理責任者、各種商品やサービスの一覧、当社(および東京海上グループ各社)における個人情報の取扱いについては、**当社ホームページ**(<https://www.tmn-anshin.co.jp/>)をご覧ください。

(*)「東京海上グループ」とは、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の当社、東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社などや、前記各社の子会社等を含みます。

当社は、お客様の個人情報(健康状態への質問への回答も含みます)について、ご契約が締結に至らなかった場合や、解約、保険期間満了などにより保険契約が消滅した後も保持します。また、ご提出いただきました申込書、告知書等各種書類は返却いたしません。

〈補足〉

生命保険契約は、契約者・被保険者・受取人がそれぞれ別の方となる場合があります。このため、保険契約の継続・維持管理等に必要な範囲内で、保険金・給付金の請求・支払に関する被保険者・受取人の情報を保険契約者に開示することがあります。

また、受取人が異なる複数の保険金・給付金の間に関連がある場合、保険金・給付金の支払に必要な範囲内で、一方の保険金・給付金の請求・支払に関する情報を他方の保険金・給付金の受取人に開示することがあります。

上記以外にも、当社は、保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払等に必要な範囲内で契約者の情報を被保険者や受取人に、被保険者の情報を契約者や受取人に、受取人の情報を契約者や被保険者に、それぞれ開示することがあります。

なお、個人情報の取扱いについての照会や開示・訂正・削除等に関するご請求は、

当社ホームページ(<https://www.tmn-anshin.co.jp/>)掲載のプライバシーポリシーお問合せ窓口までご連絡ください。

東京海上日動あんしん生命保険株式会社 個人データ管理責任者

契約内容登録制度・契約内容照会制度

- 東京海上日動あんしん生命は、一般社団法人生命保険協会、同協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会とともに、保険契約等のお引受けの判断または保険金・給付金等のお支払いの判断の参考とすることを目的として、保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

【2024年3月31日以前の登録事項】

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
- (2) 死亡保険金額および災害死亡保険金額
- (3) 入院給付金の種類および日額
- (4) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (5) 取扱会社名

【2024年4月1日以降の登録事項】

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
- (2) 普通死亡保険金の金額
- (3) 入院給付金の種類および入院給付金の日額または入院給付金の一時金額
- (4) 災害死亡保険金の金額
- (5) がん給付金の一時金額
- (6) 就業不能保障給付金の月額
- (7) 先進医療保障給付の件数
- (8) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (9) 取扱会社名

(※) 詳細は「ご契約のしおり」または東京海上日動あんしん生命ホームページ(<https://www.tmn-anshin.co.jp/>)をご確認ください。

支払査定時照会制度

- 東京海上日動あんしん生命は、一般社団法人生命保険協会、各生命保険会社等(*)とともに、保険金・給付金等のお支払い等の判断の参考とすることを目的として、各生命保険会社等(*)の保有する保険契約等に関する下記の項目を共同して利用しております。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします)
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(照会を受けた日から5年以内のもの)
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

(*) 各生命保険会社等とは、一般社団法人生命保険協会、同協会加盟の他の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会をいいます。



Web約款(インターネットによる「ご契約のしおり・約款」の閲覧)について

Web約款の特長

- ・「Web約款」とは、インターネットにより閲覧・ダウンロードいただける「ご契約のしおり・約款」です。
- ・パソコン等で閲覧することができますので、冊子として保管する必要はなく、紛失の心配もありません。
- ・読みやすいサイズに文字を拡大したり、検索機能を利用して読みたい箇所を探することができます。

Web約款の閲覧方法

STEP 1

以下のいずれかの方法で「Web約款」の掲載ページにアクセスしてください。

- 1 右記の画像を読み取ってください。



- 2 以下のURLを入力してください。

<https://www7.tmn-anshin.co.jp/yakkan/kinyu/mufug/>

- 3 「あんしん生命 Web約款」で検索のうえ、該当の金融機関のページに進んでください。

※東京海上日動あんしん生命ホームページのトップページから

Web約款 をクリックいただくことで参照できます。

STEP 2

〈ご契約前にご覧いただく場合〉

▶ **お申込みをご検討中のお客様** を選択した後、該当する

「保険種類」を選択してください。

〈ご契約後にご覧いただく場合〉

▶ **ご契約中のお客様** を選択した後、該当する「保険種類」

および「ご契約日」(*)を選択してください。

(*)ご契約日は保険証券でご確認いただくことができます。

〈閲覧の際のご留意事項〉

- ・「ご契約のしおり・約款」を閲覧・保存する際にかかる通信料は、お客さまのご負担となります。
- ・「ご契約のしおり・約款」は保存・印刷することができますが、お客さまのインターネットの接続状況や使用する端末によっては、保存や印刷に時間がかかることがあります。

「ご契約のしおり・約款」は、ご契約にともなう大切なことから記載したものですので、必ずご一読いただき、お申し込みください。なお、「ご契約のしおり・約款」について冊子をご希望される場合は、お申し込み時に申込書またはお手続き画面の冊子ご希望欄を選択してください。後日、保険契約者さまへお送りいたします。

※お申し込み後に「ご契約のしおり・約款」の冊子をご希望される場合は下記カスタマーセンターまでご連絡ください。

東京海上日動あんしん生命
カスタマーセンター

0120-016-234

受付時間 平日 9:00 ~ 18:00 土曜 9:00 ~ 17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます)

2024年3月1日現在

あんしん生命のお客さまへの特別なサービス

ご契約者さま・被保険者さまおよびそのご親族(配偶者、6親等以内の血族、3親等以内の姻族)の方がご利用いただけます。

無料

サービス名	サービス内容	連絡先								
<p>病気になる不安の解消に</p> <p>Medical Note for 東京海上グループ</p> <p>※このサービスは被保険者さまがご利用いただけます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● オンライン医療相談サービス 気になる症状や治療等について、Webで医療相談ができます。 ● 病気・症状辞典サービス 病気や症状をWebで簡単に検索できます。 ● セカンドオピニオン予約サービス 各分野で専門的な医療を提供している病院から選んで予約ができます。 ● 医師・病院受診予約サービス 各領域の専門医や専門的な医療を提供している病院から選んで受診の予約ができます。 	<p>専用ホームページ</p> <p>https://www.medical-note-tm.jp/signup</p> <p>ご利用には初期登録(証券番号等)が必要となります。専用ホームページの注意事項もご確認ください。</p>								
<p>日常の健康管理、病気の早期発見に</p> <p>人間ドック・脳ドック・がんPET検診優待サービス</p>	<p>人間ドック・脳ドック・がんPET検診を実施する全国の提携医療施設の中からお客さまのご希望に沿った施設のご紹介と予約を行います。当社のお客さま向け優待割引料金で受診することができます。</p> <p>※医療機関・検診内容によっては割引が適用されない場合があります。 ※人間ドック費用・脳ドック費用・がんPET検診費用はお客さまのご負担となります。</p>	<p>0120-633-877</p> <p><受付時間> 9:30~17:30 (土・日・祝日、8/12~16、12/29~1/5を除く)</p>								
<p>おからだの悩みがあったら</p> <p>メディカルアシスト</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急医療相談 / 一般の健康相談 救急救命センターに勤務する現役の救急専門医と、豊富な臨床経験を有した看護師が、24時間365日「常駐」し、突然の発病やケガ、日常のおからだの悩みなどについて電話での確にアドバイスします。 ● 医療機関案内 夜間・休日の救急医療機関や、出張先・旅先での最寄りの医療機関、女性医師のいる病院など、全国57万件のデータベースからお客さまのご要望に応じた医療機関を電話でご案内します。 ● 予約制専門医相談 (事前予約制) 「病院に行く前に相談したい」「治療を続けているが不安がある」など、日頃のおからだの不調やお悩みに関して、様々な分野で高度な知識を有する専門医が電話でアドバイスします。 ● 転院・患者移送手配 出張先などで急遽入院した救急病院から、ご自宅近くの病院に転院するときなど、民間救急車や航空機特殊搭乗手続など一連の手配を代行します。 ※転院などの実費はお客さま負担となります。 	<p>0120-363-992</p> <p><24時間・365日></p>								
<p>日常生活の様々なサポートに</p> <p>デイリーサポート</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 法律・税務に関するご相談 身のまわりの法律や税金に関するご相談に、提携の弁護士等が電話でお応えします。 ● 社会保険に関するご相談 公的年金などの社会保険に関するご相談に、提携の社会保険労務士等が電話でお応えします。 ● 暮らしの情報提供 グルメ・レジャー情報、マナー・冠婚に関する情報、各種スクール情報など、暮らしに役立つさまざまな情報を電話でご提供します。 	<p>0120-285-110</p> <p><受付時間></p> <table border="1"> <tr><td>法律</td><td>10:00~18:00</td></tr> <tr><td>税務</td><td>14:00~16:00</td></tr> <tr><td>社会保険</td><td>10:00~18:00</td></tr> <tr><td>暮らし</td><td>10:00~16:00</td></tr> </table> <p>土・日・祝日、年末年始を除く</p>	法律	10:00~18:00	税務	14:00~16:00	社会保険	10:00~18:00	暮らし	10:00~16:00
法律	10:00~18:00									
税務	14:00~16:00									
社会保険	10:00~18:00									
暮らし	10:00~16:00									
<p>がん診断されたら</p> <p>がん専用相談窓口</p> <p>がんお悩み訪問相談サービス</p>	<p>がんに関するさまざまなお悩みに、大学病院の教授・准教授クラスを中心とした、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーが電話でお応えします。がんと闘う患者さまとご家族の心の問題にも対応します。(事前予約制)</p> <p>ご契約者さま・被保険者さまががんと診断された場合に、専門の相談員が訪問し、お悩みをおうかがいします。不安やお悩みの原因について一緒に考え、お役に立てるような情報やツールをご提供します。(事前予約制)</p>	<p>0120-363-992</p> <p><24時間・365日></p>								
<p>介護のお悩みに</p> <p>介護アシスト</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 電話介護相談 社会福祉士・ケアマネジャー・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。 ● 各種サービスの優待紹介 高齢者の生活を支える各種サービス(家事代行など)を優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。サービスのご利用に係る費用はお客さまのご負担となります。 ● インターネットによる介護情報サービス 情報サイト「介護情報ネットワーク」(https://www.kaigonw.ne.jp/)を通じて、介護の仕方や介護保険制度の内容等、介護に関する様々な情報を提供します。 	<p>0120-428-834</p> <p><受付時間> 9:00~17:00 土・日・祝日、年末年始を除く</p>								

※各サービスは予告なく変更・終了となる場合があります。各サービスは東京海上日動あんしん生命がグループ会社および提携会社を通じて提供します。

あんしん生命は保険金・給付金のお支払いだけでなく、病気の予防・早期発見から罹患後、日常生活のサポートまで総合的にお客さまにお役に立つ保険会社を目指しています。